

八尾市立人権コミュニティセンター及び 周辺施設整備基本構想

令和5年6月

八 尾 市

はじめに	1
第 1 章 対象施設の現況	
(1) 地域の概況	8
(2) 対象施設の概要	12
(3) 施設の利用状況	19
(4) 利用者アンケート調査結果	23
第 2 章 ワークショップによる提言の概要	27
第 3 章 施設整備構想	
(1) 新施設の基本的な役割	32
(2) 施設整備の方針	33
(3) 機能の構成と規模	36
(4) 施設用地の考え方	46
第 4 章 事業化の方向性	
(1) 事業費について	47
(2) 事業手法	47
(3) 今後の進め方と課題	49

はじめに

(基本構想の背景と目的)

- ・ 本基本構想は西郡地域と安中地域の 2 地域において、それぞれに立地している人権コミュニティセンター、老人福祉センター、青少年会館の 3 施設について、老朽化等を踏まえた施設の更新整備のあり方を示したものです。
- ・ 建設後 50 年以上が経過する桂人権コミュニティセンター及び安中人権コミュニティセンターは、「八尾市公共施設マネジメント実施計画（令和 2 年 6 月改訂）」（以下、「実施計画」という。）において、改訂前の実施計画に引き続き、市内公共施設の中でも特に優先的に検討を進めていく必要がある施設として位置づけられています。
- ・ 実施計画では、桂・安中の地域ごとに必要な機能を整理した上で、周辺の公共施設や公有地等も含めた地域全体のまちづくりとして計画的に検討を進めることとしていることから、人口減少や少子高齢化に歯止めをかけ、人と活気であふれる未来の八尾づくりに寄与するため、必要とされた機能については各コミュニティセンターにも展開していくことも視野に入れながら構想策定を進めていくこととします。
- ・ 本基本構想は、この位置づけに従って策定したものであり、対象施設は、西郡地域では桂人権コミュニティセンター、桂老人福祉センター、桂青少年会館の 3 施設、安中地域では安中人権コミュニティセンター、安中老人福祉センター、安中青少年会館の 3 施設それぞれを対象として、複合化を含めた機能更新の方向性をとりまとめたものです。

(基本構想策定の経過)

- ・ 策定にあたっては、それぞれの地域において、3 つの施設の運営に関わる地元住民の皆さんに、日頃の施設の利用状況などを踏まえて施設の課題や方向性を議論していただくため、3 回にわたるワークショップを開催し、それぞれ「西郡地域のワークショップからの提言～桂人権コミュニティセンター及び周辺施設のあり方について～」及び「安中地域のワークショップからの提言～安中人権コミュニティセンター及び周辺施設のあり方について～」をそれぞれまとめていただきました。
- ・ また、構想策定にあたって施設利用者等に対するアンケートを実施し、意向把握を行いました。
- ・ 本基本構想は、これらの取り組みを踏まえて策定したものです。

■対象施設の概要

【西郡地域】

施設名	竣工	敷地面積	構造	延床面積	階数
桂人権コミュニティセンター	昭和 38.1	2,042.00 m ²	RC 造	999.90 m ²	地上 2 階
桂老人福祉センター	昭和 49.12	2,642.17 m ²	RC 造	1,401.77 m ²	地上 2 階
桂青少年会館	昭和 50.5	6,709.50 m ²	RC 造	3,072.65 m ²	地上 3 階

(位置図)



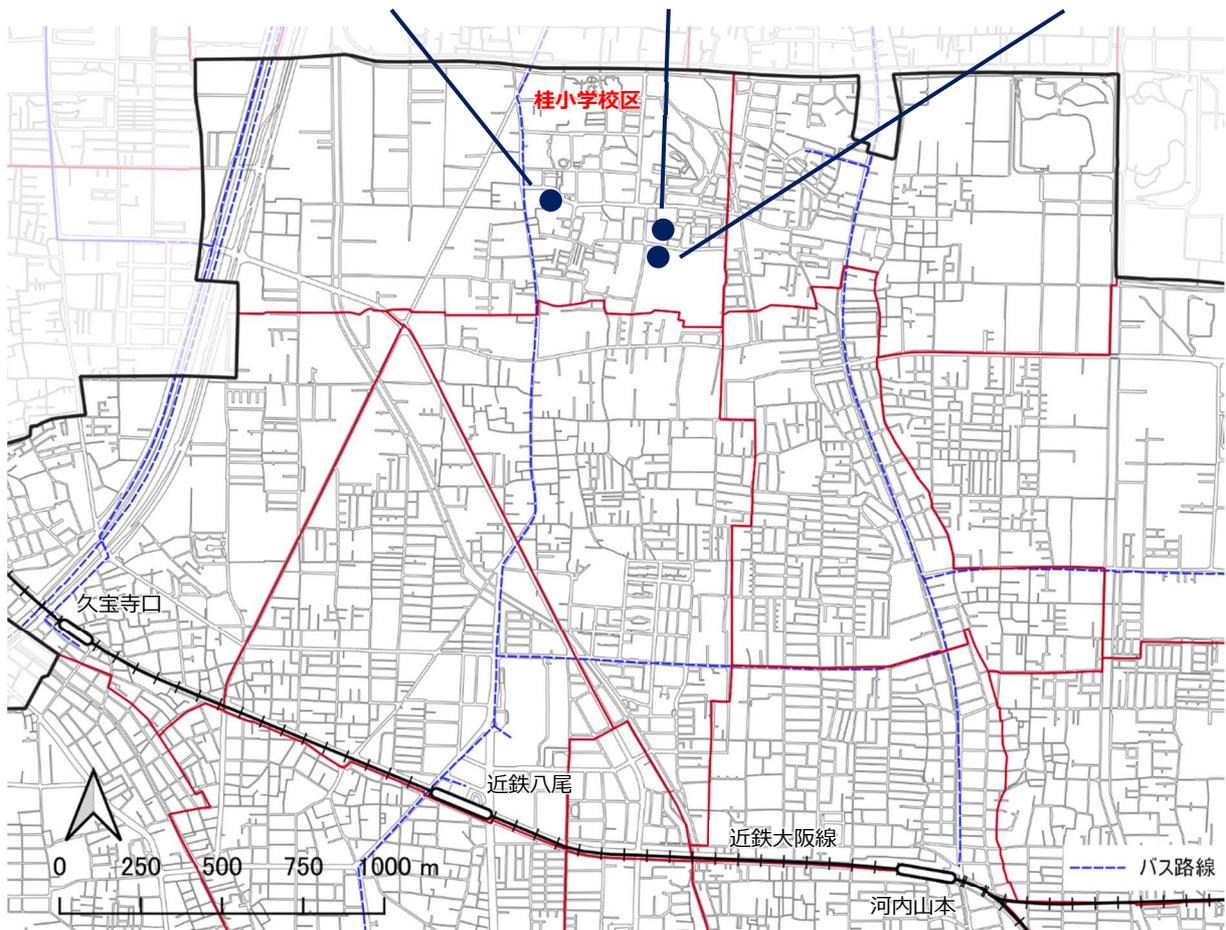
桂人権コミュニティセンター



桂老人福祉センター



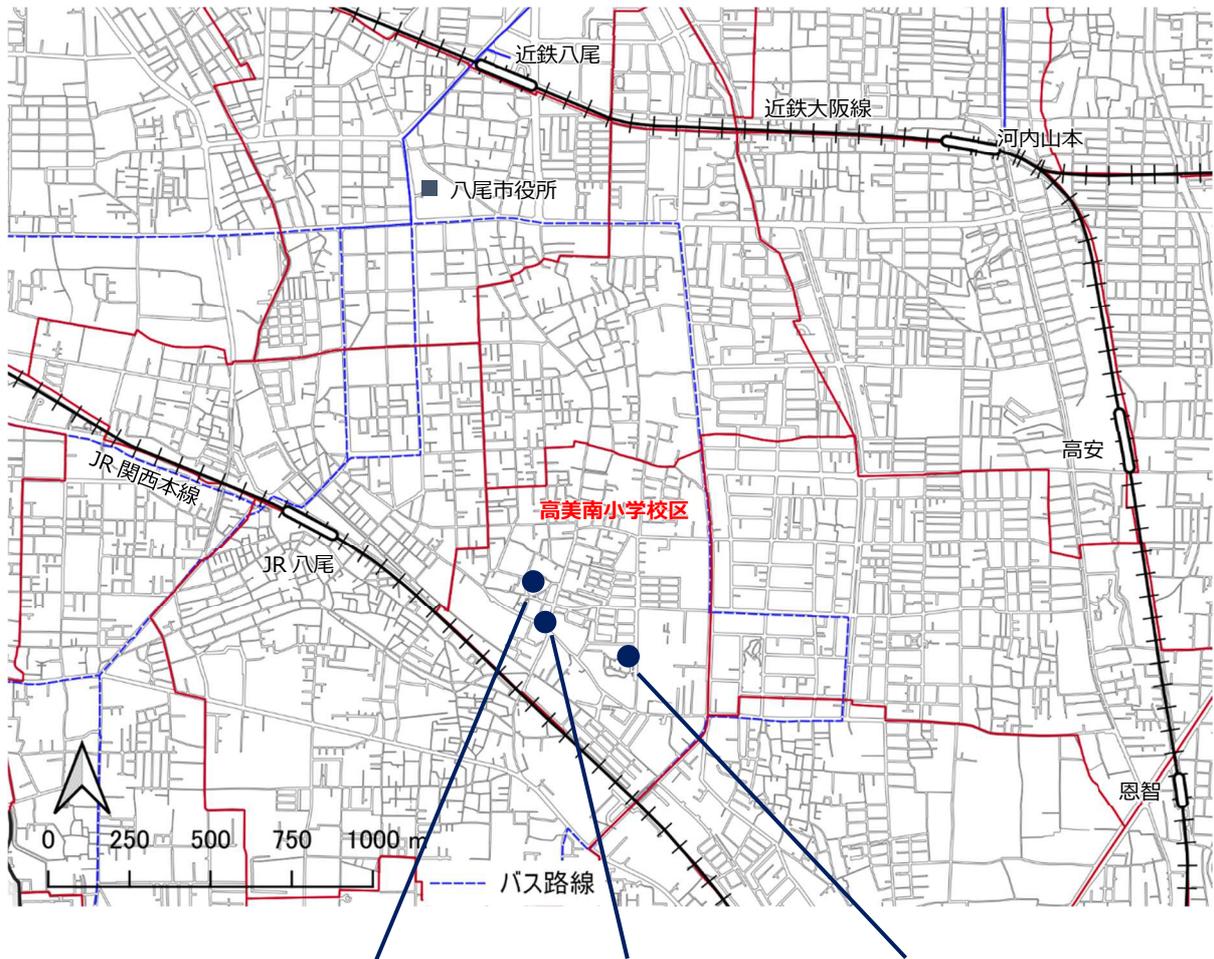
桂青少年会館



【安中地域】

施設名	竣工	敷地面積	構造	延床面積	階数
安中人権コミュニティセンター	昭和 42.3	2,457.06 m ²	RC 造	907.05 m ²	地上 2 階
安中老人福祉センター	昭和 51.9	1,451.16 m ²	RC 造	787.75 m ²	地上 2 階
安中青少年会館	昭和 50.3	2,285.18 m ²	RC 造	1,872.00 m ²	地上 3 階

(位置図)



安中人権コミュニティセンター



安中老人福祉センター



安中青少年会館



■本市の計画における位置づけ

八尾市第 6 次総合計画（前期基本計画）	令和 3 年 2 月策定	計画期間：令和 6 年度まで
<p>本市の最上位計画である「八尾市第 6 次総合計画（前期基本計画）」の施策である「公共施設マネジメントの推進」において、今後の公共施設配置のあり方として、地域のまちづくりに合わせた公共施設の効率的な配置（施設の複合化・統合化など）の検討が方向付けられており、本基本構想はこの方針に基づいて検討を行うもの。</p>		
施策 33 公共施設マネジメントの推進		
基本方針		
<p>① 施設の安全性の確保とバリアフリー化等により利用者の利便性向上を図りつつ、長寿命化を進めるために、公共施設マネジメント実施計画に基づき、施設毎の個別施設計画を作成し、公共施設を長期的・計画的に保全します。</p> <p>② 市民ニーズに的確に対応していくため、地域のまちづくりに合わせた公共施設の効率的な配置（施設の複合化・統合化など）の検討を行い、公共施設のサービスを適正化します。</p> <p>③ 公共施設の管理・運営の効率化のため、維持管理コストの削減や利用者負担の適正化、民間を活用した事業手法の導入に向け取り組みます。</p> <p>④ 未利用施設や未利用地などの公有財産について、地域課題の解決や歳入確保に向けた有効活用を図った上で、役目を果たした資産は売却していきます。</p>		

八尾市公共施設マネジメント実施計画	令和 2 年 6 月策定（改訂）	計画期間：令和 5 年度まで
（計画の位置付け）		
<p>「八尾市公共施設マネジメント基本方針改訂版」（平成 27 年度策定、令和 3 年度一部改訂）に基づく公共施設（建物施設）の具体的なマネジメントを実施するための計画。平成 29 年 6 月策定、令和 2 年 6 月改訂。</p>		
（対象 3 施設の方向付け）		
<p>（1）防災拠点施設</p> <p>八尾市地域防災計画に位置付けられている主な防災拠点のうち、本計画の対象施設である防災中枢拠点、情報連絡拠点に位置付けている施設は下記のとおりです。</p> <p>防災中枢拠点・・・市庁舎本館、消防本部庁舎（消防署）</p> <p>情報連絡拠点・・・コミュニティセンター、人権コミュニティセンター等</p> <p>（2）防災拠点施設の保全の方向性について</p> <p>① 防災中枢拠点について（略）</p> <p>② 情報連絡拠点について</p> <p>コミュニティセンター、人権コミュニティセンターは情報連絡拠点や第 2 避難所など、災害時に多様な役割を持つ施設として位置づけられているほか、平常時は地域のまちづくりを進める上で活動の場となる重要な施設です。</p> <p>とりわけ、建設後 50 年以上が経過する桂人権コミュニティセンター、安中人権コミュニティセンターについては特に優先的に検討を進めていく必要がありますが、この 2 施設の近隣には、桂老人福祉センターや安中老人福祉センターをはじめ市営住宅等の多くの公共施設が整備されています。これらについては桂・安中の地域ごとに必要な機能を整理した上で、個別施設を点として捉えるのではなく、他の公共施設や公有地等も含めた地域全体のまちづくりとして計画的に検討を進め、令和 3 年度（2021 年度）末までに一定の方向性が見出せるように基本構想等の策定を行います。特に機能更新における検討の際には、当該施設が隣保館機能を備えていることを踏まえ、人権教育・啓発機能の充実や、差別や生活困難などの様々な社会的困難を抱える市民の自立支援推進の強化に向けた環境整備に取り組んでいきます。</p> <p>また、建設後 30 年以上が経過する久宝寺・緑ヶ丘・南高安・曙川・高安コミュニティセンターは公共施設機能更新等の考え方の原則や近隣の施設の動向等を鑑み、バリアフリー化改修など施設の機能向上を含めた大規模改修の検討を進めます。</p>		

■わがまち推進計画

わがまち推進計画とは、校区まちづくり協議会を中心とする「地域」が主体となって地域のまちづくりを進めていくために、校区内の市民の想いやまちづくりの方向性などをまとめた計画です。

市は総合計画の基本構想等との整合に照らしつつ、わがまち推進計画が示す想いや内容については最大限尊重するとともに、推進計画にある事業の実現に努め、また必要な支援を行うこととしております。

各地域のまちづくりに関する方向性は、各地区のわがまち推進計画において、以下のようにまとめられています。

西郡のまちづくり 桂小学校学区わがまち推進計画		計画期間：平成 28 年度から令和 4 年度まで
(まちづくりビジョンの 5 つの提案)		
ビジョン	提案趣旨 (要旨)	
提案 1 市営住宅リノベーションによる多様な世帯への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯と住戸のミスマッチ解消 ・住戸のユニバーサルデザイン化 ・シェア型ハウジングモデルの実践 	
提案 2 地域の市有地活用による多様な住宅供給とコミュニティ事業の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・1～3 号館跡地及び市有地を活用した多様な住宅供給 ・地域コミュニティの活性化と多様なアクターとの出会いの場の創出 ・既存施設や住棟を活用した地域拠点設置 	
提案 3 コミュニティ拠点としての「居場所」創出事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・7・8 号館または店舗付住宅を活用 ・地域コミュニティの活性化と多様なアクターとの出会いを生む「居場所」を創出 ・既存施設や住棟を活用した地域拠点設置 	
提案 4 地域モビリティ事業の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・交通不便地域の解消 ・民間バス事業者をはじめ医療福祉事業者、商業施設等の多様な主体との連携による複合的な交通システム、新たな地域モビリティ手法検討 	
提案 5 人権まちづくりを具現する地域施設の再整備と市域的拠点施設の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・人権関連施設の老朽化や低未利用の実態があることから、これら施設の再編が不可欠 ・八尾市の人権施策に位置付けられた総合的な拠点機能（「人権まちづくりセンター」など）を再構築 ・市民サービスの向上と西郡地域の活性化に寄与する取組を実施 	
(まちづくり (推進計画) の目標の概要)		
目標	活動方針 (要旨)	
①人権が尊重され、差別をゆるさないまち	<ul style="list-style-type: none"> ・部落問題をはじめ様々な人権問題の正しい理解と認識 ・人権が尊重され差別をゆるさない活動 	
②共に助け合う「おたがいさま」のまち	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が助け合いながら、喜びも悲しみも分かち合える、「おたがいさま」のまち ・それを支える『自治体制』を育む活動 	
③安全で安心して住みつけられる強いまち	<ul style="list-style-type: none"> ・地震被害を拡大させない「減災」の取り組み ・災害、交通事故、犯罪被害などについて、ひとり一人が自覚し、地域で支えあえるコミュニティ 	
④子どもが健やかに育つまち	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの居場所づくりのための環境整備 ・地域内の安全点検 ・子どもと大人の交流、家庭・学校・地域の連携 	
⑤生き生きと、多様な世代が健やかに生活できるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅が多く、高齢世帯、単身世帯、ひとり親世帯など様々な課題を持つ人たちが、住み慣れた地域で楽しく元気で暮らせる相談・支援体制 	
⑥ひとつになってまちづくりを進める体制づくり～アイラブにしごおり～	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内外の方々と「アイラブにしごおり」を合言葉に緩やかなネットワーク構築 ・情報発信、個々の取り組みへの参加促進 ・まちづくりを進める体制づくり 	
⑦まちづくり活動推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の様々な課題解決やまちづくり活動推進 	

北山本小学校区 わがまち推進計画		計画期間：平成 28 年度から令和 4 年度まで
(校区まちづくりの目標)		
目標	活動方針	
目標その1 誰もが安全で安心して住み続けられるまち	<ul style="list-style-type: none"> 子どもや高齢者など社会的弱者に対する交通事故やオレオレ詐欺などの犯罪が増える中、地域住民ひとりひとりが連帯を強め自分達の問題として話し合い、共に助け合い、「みんなで作る安全安心なまちづくり活動」を進めます。 	
目標その2 地域のふれあいや福祉・健康のまち	<ul style="list-style-type: none"> 超高齢化が進む中、ひとり暮らし高齢者の急増や認知症や介護を必要とする世帯が急速に増えています。高齢者や障がい者の方々が住み慣れた地域で楽しく暮らせるように、隣近所で共に支え合い、助け合い、健康に生活できるまちづくりを進めます。 	
目標その3 子どもが健やかに育ち子育てのしやすいまち	<ul style="list-style-type: none"> 地域で育った子ども達が、安全で安心して健やかに育つことのできる地域を作ることが大切です。子ども達の安全・安心のため危険個所の安全点検を学校、PTA、地域で定期的に行います。 また、地域、学校、関係団体、地域教育協議会が連携し地域ぐるみで子ども達が健やかに育つまちづくりを行います。 	
目標その4 環境にやさしいまち	<ul style="list-style-type: none"> 市民憲章にある「みどりのまちをつくりましょう」との一環で、恩智川治水緑地への「桜の植樹」を府、市及び地域の協力により、みどりまちづくり、特に「桜のまちづくり」をめざします。また、八尾市喫煙マナー向上事業などを推進します。 	

高美南小学校区 わがまち推進計画		計画期間：平成 28 年度から令和 4 年度まで
(スローガン)		
ぬくもりとつながりのあるまちをめざして		
(具体的な目標)		
目標	考え方(要旨)	
目標1 誰もが「安心」して暮らせ、「住み続けたい」と思えるまち	<ul style="list-style-type: none"> 地区にある公的施設を含む多くの社会資源を誰もが使いやすい施設とする必要がある。 そのため、道路や公園、公共施設や民間施設といった住民が日常利用する機会が多い施設の完全バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化に取り組んでいき、誰もが安心して暮らせ、「住みたい。住み続けたい」と思えるまちをめざす。 	
目標2 誰もが「いきがい」を持って暮らせるまち	<ul style="list-style-type: none"> 校区にはいろいろな人たちが生活しており、乳児から高齢者までの誰もが住みやすいまちをめざす取り組みが必要。 ひとり暮らしの高齢者や障がい者(児)に対する支え合いや相談体制を充実させる。 また、校区の人々がいきがいを持った生活ができるように「高美南おたがいさま運動」を実施する。 	
目標3 「子育て」「親育て」を見守るまち	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちを地域全体で育てていけるまちをめざす。 子どもたちだけではなく、子育て中の親に対する見守りのため、子育て・親育てや子育て中の親の見守りや支援ができるまちをめざす。 	
目標4 人権感覚豊かなまち	<ul style="list-style-type: none"> 高美南小学校区には、八尾市が人権重要課題で提起している人権課題を有する人たち(被部落差別、外国籍住民、マイノリティ女性、障がい者、高齢者など)が生活しており、まちづくりの重要課題として考えていく必要がある。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ そのために校区全体で八尾市全体に発信できる取り組みが必要である。
目標 5 防災・減災を考えるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災・減災を考えた場合、震災弱者・避難弱者のことや避難時の人権諸課題について考える必要がある。 ・ 日頃から、防災・減災はもちろん人権問題について考えるまちをめざしていく。

高美小学校区 わがまち推進計画		計画期間：平成 28 年度から令和 4 年度まで
(まちの将来像 (スローガン))		
安全・安心のまち あたたかい、おもいやりのあるまち 高美		
(5つのまちづくりの目標)		
目標	今後の取り組み (要旨)	
目標 1 地域ぐるみで作る安全・安心のまち	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくり協議会として校区のまとまりの強化をめざし、防犯パトロール、防犯カメラ、防災対策、安全・安心対策等の手法を検討して可能なものを実施する。 	
目標 2 高齢者や障がい者の自立を支援するまち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校区としてのまとまりの強化をめざし、高齢者・ひとり暮らし・障がい者等の実態把握、高齢者やひとり暮らしの方たちの主体的な活動支援、障がい者の自立支援に向けた取り組み等を検討して可能なものを行う。 	
目標 3 世代間交流を広げ活気のあるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校区としてのまとまりの強化をめざし、高齢者の囲碁・将棋の会の定例化、子どもや成人の参加促進等の手法を検討して可能なものを実施する。 	
目標 4 地域の伝統や文化を生かした活動の輪	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で育ててきた伝統や文化を次世代に伝え、地域愛が育つように、町会史作成作業支援、「福祉だより」の「町会紹介」充実、地域の歴史を語る「語り部」育成、異文化を学ぶ営み等の手法等を検討して可能なものを実施する。 	
目標 5 子どもや若者の活動を促進する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもや若者の地域参加は地域活性化のエネルギー源であるため、時代に即した子どもの地域参加等の手法等を検討して可能なものを実施する。 	

第 1 章 対象施設の現況

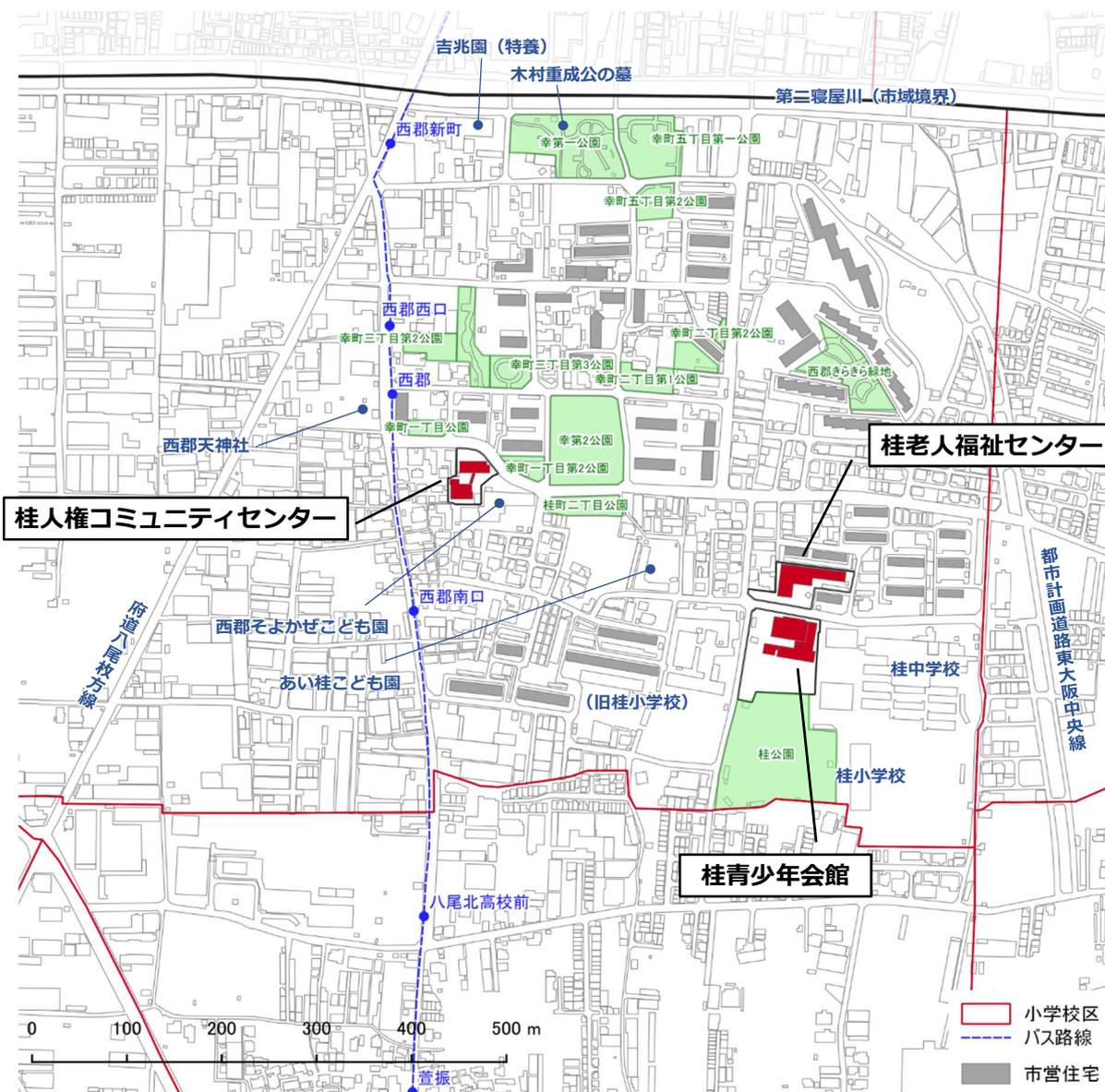
(1) 地域の概況

① 施設の立地状況

【西郡地域】

- 対象とする 3 施設は八尾市の北部、桂小学校の校区に立地しています。校区の北端は東大阪市との境界となっており、対象施設は近鉄八尾駅まで約 1.9km の距離にあります。
- 地域に立地する市営西郡住宅は 42 棟 1,250 戸の市内最大規模の住宅団地で、昭和 30 年代から昭和 50 年代にかけて地区の住環境整備を進める中で建設された改良住宅や地域改善向け公営住宅で構成されており、一部の住棟では、集約建替えや住戸改善等が実施されています。

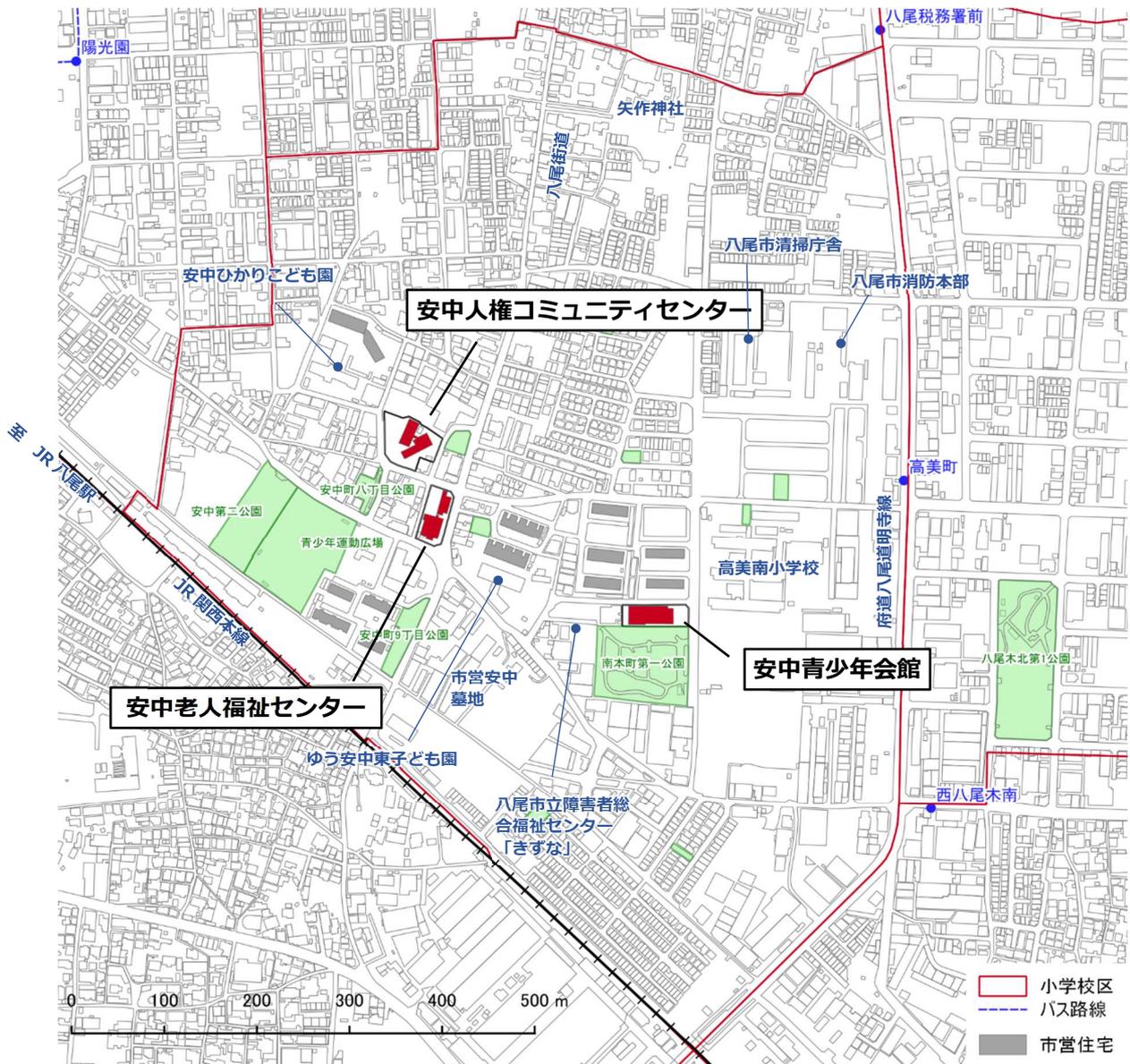
■ 位置図



【安中地域】

- ・ 対象とする3施設は八尾市のほぼ中部、高美南小学校の校区に立地しています。校区の南端はJR関西本線に接し、対象施設はJR八尾駅まで約0.7～1kmの距離にあります。
- ・ 地域を南北に通過する八尾街道は歴史が古く、沿道には伝統的なまちなみも残されており、道筋にある式内社の矢作神社は見事な大いちょうでも知られています。
- ・ 地域に立地する市営安中住宅は13棟389戸の団地で、昭和40年代から昭和50年代にかけて地区の住環境整備を進める中で建設された改良住宅や地域改善向け公営住宅があり、一部の住棟では、集約建替えや住戸改善等が実施されています。

■ 位置図

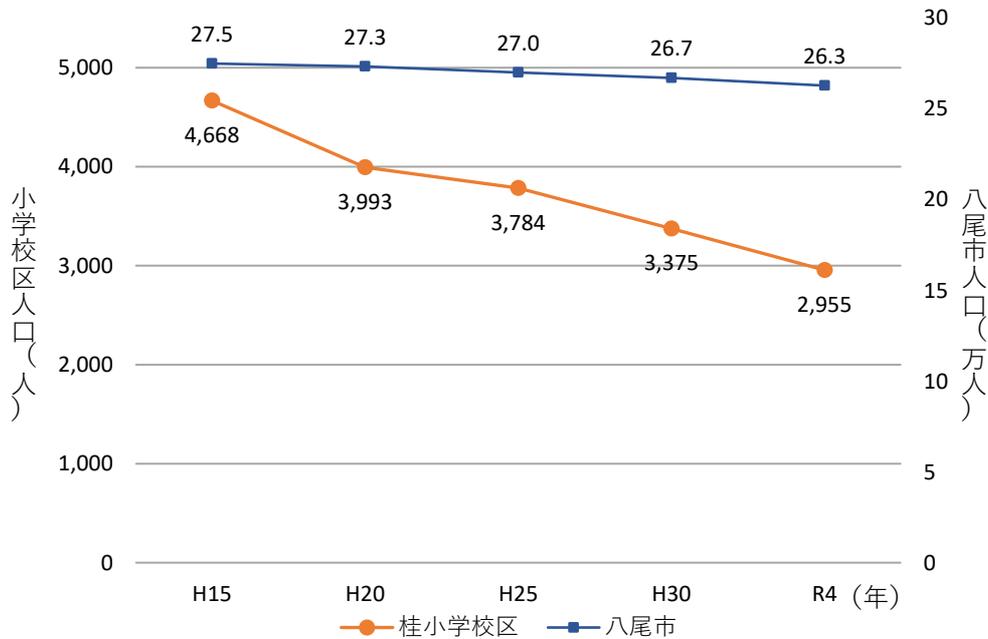


② 地域の人口動向

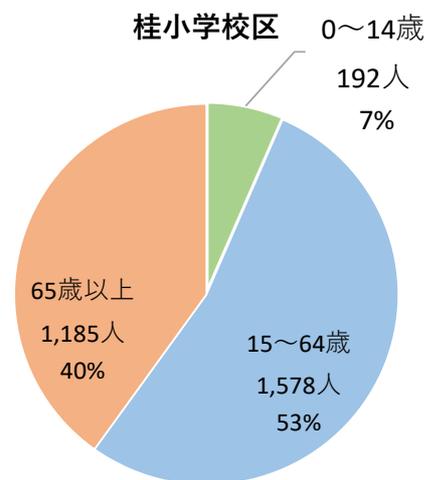
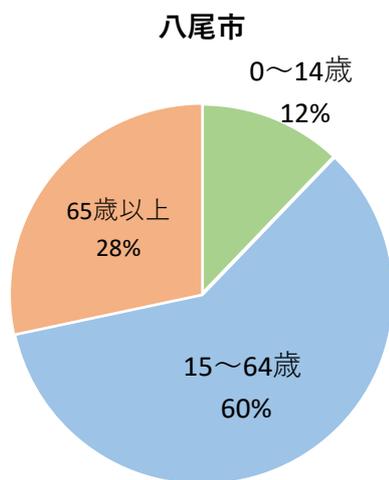
【西郡地域】

- ・ 地域の人口は全市人口の減少傾向よりも早いスピードで減少を続けています。
- ・ 年齢3区分別人口では、0～14歳が7%、15～64歳が53%、65歳以上が40%となっており八尾市全体の構成と比較して高齢化が進んでいます。

■ 桂小学校区の人口動向



(各年3月末現在住民基本台帳人口)

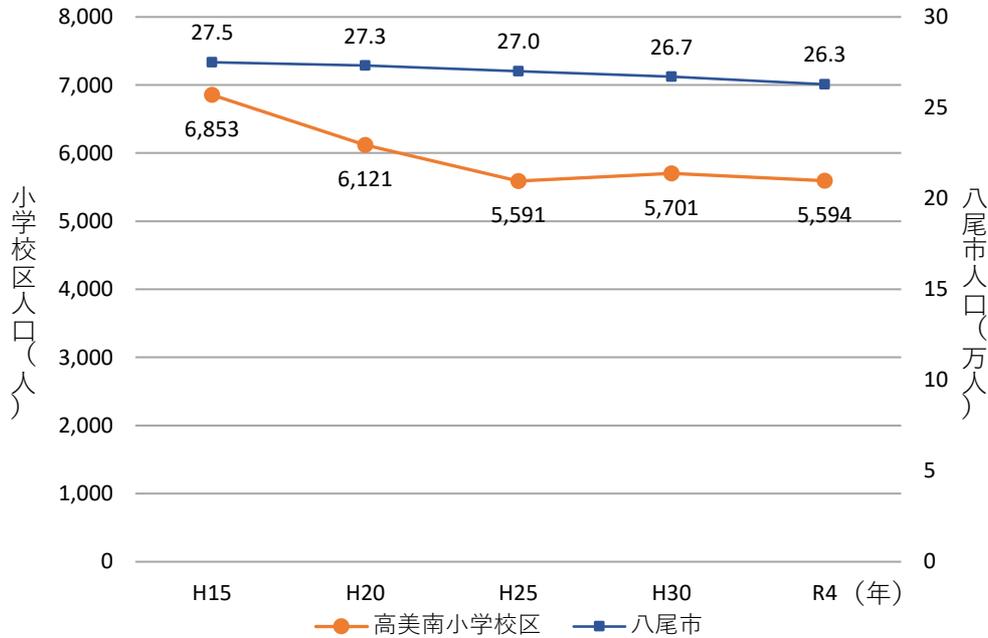


(令和4年3月末現在住民基本台帳人口)

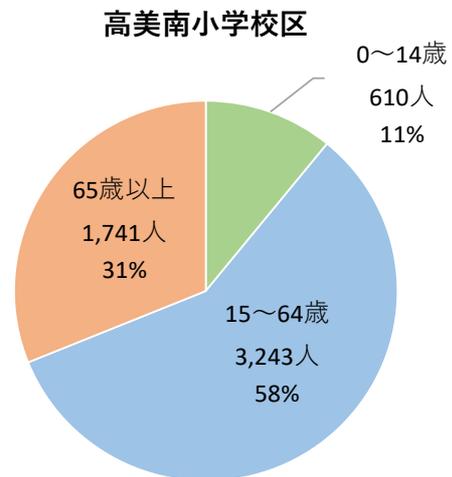
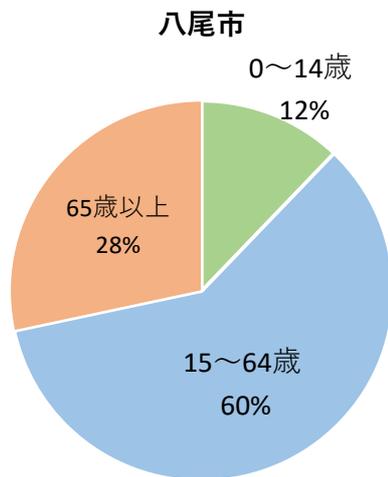
【安中地域】

- ・ 地域の人口は平成 25 年ごろまでは全市と比較して早いスピードで減少し、その後若干持ち直しましたが、近年は再び緩やかに減少しています。
- ・ 年齢 3 区分別人口では、0～14 歳が 11%、15～64 歳が 58%、65 歳以上が 31%となっており八尾市全体の構成と概ね等しくなっています。

■ 高美南小学校区の人口動向



(各年 3 月末現在住民基本台帳人口)



(令和 4 年 3 月末現在住民基本台帳人口)

(2) 対象施設の概要

① 事業の概要

(人権コミュニティセンター)

<位置づけと経緯>

- ・ 人権コミュニティセンターの設置目的は、八尾市立人権コミュニティセンター条例において、「社会福祉法及び基本的人権尊重の精神に基づき、地域住民の福祉の向上を図るとともに、人権啓発の推進及び市民交流を促進し、様々な人権問題の速やかな解決に資すること」とされています。
- ・ 桂人権コミュニティセンターは、昭和 38 (1963) 年に社会福祉法 (当時は社会福祉事業法) に基づく「桂隣保館」として開設され、その後、「桂解放会館」、「桂人権ふれあいセンター」へと名称が変更されたのち、平成 20 (2008) 年に現在の「桂人権コミュニティセンター」に改称され、今日に至っています。
- ・ 安中人権コミュニティセンターも同様に、昭和 42 (1967) 年に「安中隣保館」として開設され、その後、「安中解放会館」、「安中人権ふれあいセンター」へと名称が変更されたのち、平成 20 (2008) 年に現在の「安中人権コミュニティセンター」に改称され、今日に至っています。
- ・ 両施設とも市が直営で運営を行っています。

<事業>

- ・ 両施設とも、人権課題の解決に向け、社会調査及び研究事業、地域住民の各種相談や生活指導、福利厚生など隣保事業を推進するとともに、人権の学習・啓発や講座、貸館を通じて広く利用され、交流の輪が広がり、地域の活動拠点として大きな役割を發揮しています。
- ・ センターが直接サービスを提供する事業としては、各種相談や自立支援事業、人権啓発事業、地域交流事業、生涯学習等に係る講座事業等が実施されています。
- ・ また、貸館として、地域の福祉団体、人権活動諸団体、クラブ・サークルに提供され、自主的な活動や交流など様々な目的で利用されています。

■ 人権コミュニティセンターの事業概要

(桂人権コミュニティセンター)

区分	概要
相談等自立支援事業	生活相談：生活上のさまざまな問題について相談に応じ、解決の方法を一緒に考えるとともに、関係機関と連携して相談者の自立支援策を提供するなど、継続的にフォローアップ 職業相談：仕事が見つからない、仕事をするにあたって困り事など、仕事に関する悩みの相談窓口（八尾市地域就労支援センターと連携） 地域就労支援：就労を阻む要因の解消や自立のための訓練などについて、就労支援コーディネーターが相談 外国人市民相談：言語での困りごとや制度などわからないことについて中国語、韓国・朝鮮語での相談
人権啓発事業	人権啓発の推進として、地域総合情報誌「はな緒」の発行 日本語教室、識字教室の実施場所として使用
生涯学習の推進事業	【令和3年度講座】 一般講座：ヨガ、書道、絵画 A、絵画 B、ペン習字、健康タオル体操、日常で使える英会話、中国語、きれいな話し方 等 OA 講座：パソコン講座、スマホ講座
市民交流の促進事業	各種サークル センターまつり等のイベント実施
貸館	集会室、会議室、講座室、和室、料理実習室の貸出

(安中人権コミュニティセンター)

区分	概要
相談等自立支援事業	生活相談：生活上のさまざまな問題について相談に応じ、解決の方法を一緒に考えるとともに、関係機関と連携して相談者の自立支援策を提供するなど、継続的にフォローアップ 地域就労支援：就労を阻む要因の解消や自立のための訓練などについて、就労支援コーディネーターが相談 外国人市民相談：日常の暮らしの中で困ったこと、知りたいことなどの相談（ベトナム語）
人権啓発事業	人権啓発の推進として、センターだより「あえ～る」の発行 日本語教室、識字教室の実施場所として使用
生涯学習の推進事業	【令和3年度講座】 一般教養講座：あなたとパッチワーク、絵画入門、はがき書画、デトックスヨガ、美筋ベリーダンス、硬筆習字、健康体操入門、手話講座、寄せ植え教室 等 パソコン講座：初めてのパソコン講座、ワード基礎講座、ワードでチラシ作り、エクセル基礎講座、初心者向けやさしいパワーポイント、エクセル応用講座、年賀状づくり
市民交流の促進事業	ヨガサークル、ストレッチヨガサークル、健康体操サークル、健康太極拳サークル センターまつり等のイベント実施
貸館	集会室、会議室、講座室、和室、料理実習室の貸出

(老人福祉センター)

<位置づけと経緯>

- ・ 老人福祉センターの設置目的は、八尾市立老人福祉センター条例において、「基本的人権尊重の精神に基づき、高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーション等の場を総合的に提供し、もって高齢者福祉の増進を図ること」とされています。
- ・ 桂老人福祉センターは昭和 49 (1974) 年 12 月に、安中老人福祉センターは昭和 51 (1976) 年 9 月に、老人福祉法に基づく老人福祉センターとして開設されました。
- ・ 両施設とも指定管理者による運営がなされています。

<事業>

- ・ 基本的には市内在住の 60 歳以上の高齢者が対象であり、センターが提供する教養講座やレクリエーションの実施をはじめとして、健康教室や介護予防講座等の事業が実施されており、高齢者の生きがいづくり、健康増進、社会参加促進に寄与しています。
- ・ また、貸館も行っており、高齢者のサークルや各種団体のレクリエーション事業等の利用があります。

■老人福祉センターの事業概要

(桂老人福祉センター)

区分	項目	概要
館主催事業	健康相談等	健康や生活に関する相談、看護師等による入浴前血圧測定、医師等による健康相談、健康教室
	教養講座	健康体操、フラダンス、カラオケ、太極拳、民謡、ソフトヨガ、絵画、生花、バレティス、ものづくり、スマホ
	イベント	ポッチャ大会、何でも話そう会、カラオケ大会、わなげ大会、ボウリング大会、お誕生日会、盆踊り、文化祭（ものづくり、ゲーム交流会、講座発表会）、3所交流会、消防訓練、防犯講座、池そうじ
貸館	サークル活動	ハーモニカ、折り紙

(安中老人福祉センター)

区分	項目	概要
館主催事業	健康相談等	ときどき安心コール、いろいろ生活相談、入浴前血圧測定、医師等による健康相談、パソコン相談、健康教室
	教養講座	カラオケ、新・歌体操、書道、生け花、民謡、舞踊、ソフトヨガ、歴史、スマホ
	イベント	100円モーニング、ウォーキング、カラオケ大会、お誕生日会、ゲーム大会、防犯教室・消防訓練、納涼盆踊り交流会、文化祭（講座発表会）、3所交流会
貸館	サークル活動	手芸、筆ペン、ウクレレ、パッチワーク、詩吟、パソコン
	高齢クラブ等	安中地区高齢クラブ連合会の活動支援

(令和 2 年度、3 年度は新型コロナウイルス感染症による休館期間が長かったため、実施されていないイベント等がある)

(青少年会館)

<位置づけと経緯>

- ・ 青少年会館の設置目的は、八尾市立青少年会館条例において、「基本的人権尊重の精神に基づき、青少年の健全育成と人権意識の高揚を図るとともに、自主的民主的な諸活動を推進し、本市青少年児童活動の健全な発展向上に資すること」とされています。
- ・ 桂青少年会館及び安中青少年会館は、昭和 50（1975）年 6 月に、児童福祉法に基づく児童館と社会教育法に基づく社会教育施設を兼ねた施設として開設されました。
- ・ 両施設とも市が直営で運営を行っています。

<事業>

- ・ 青少年の居場所として、また遊びや学びの場としての役割を果たしています。
- ・ 桂青少年会館では、低学年育成、教室・講座、子育て支援を柱とする各種事業やサークル等への貸館が行われています。
- ・ 安中青少年会館では、同じく低学年育成事業（パレット）、教室・講座事業、子育て支援事業、の 3 つの柱による館独自の事業やサークル等への貸館が行われています。

■ 青少年会館の事業概要

(桂青少年会館)

柱	概要
低学年育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学生教室として実施(市内在住の小学生を対象にした平日の放課後における登録制の教室) ・ 学習会、集団遊び、伝承遊び、スポーツ、読書活動、人権学習、学年活動、交流活動など。
教室・講座事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校低学年向け、高学年向け、中学生向けなど対象別に開催(長期教室(平日夕方)) ・ 絵画教室、パソコン教室、手話教室、ギター教室、英会話教室、硬筆教室、毛筆教室、卓球教室など。(短期講座(土曜日)) ・ 工作、運動ゲーム、カードゲーム、ニュースポーツ、将棋、けん玉教室など。
子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学前児の子育て支援として親子で参加する様々な体験講座やイベントを実施 ・ 親子幼児教室、ファミリー教室、ベビー教室、子育て相談など。
貸館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中高生の居場所づくり、様々なグループ活動の場

(講座等は令和 3 年度に実施したもの)

(安中青少年会館)

柱	概要
低学年育成事業 (パレットクラブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内在住の低学年(1~3年生)を対象にした平日の放課後における登録制の教室(定員 30 人) ・ 学習会、たてわり学習、本を読もう、みんなで本を読もう、学年別、公園遊び、遊び別、たてわり遊び、工作、運動・文化サークル、チャレンジ、食育、みんなで考えよう、ボランティア活動、館外活動、表現活動など。
教室・講座事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校低学年向け、高学年向け、中学生向けなど対象別に開催(通年教室(平日夕方)) ・ 囲碁教室、硬筆教室、スポーツ教室、パソコン教室、ストリートダ

	<p>ンス教室、英会話、学習会、手話 (土曜教室(体験型の教室))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料理、手芸美術、押し花、折り紙、ウイズ劇場、その他 ・その他、夏休み教室、冬休み教室など開催形式も多様 ・中学生学習会を実施(学校で分からない点を職員や大学生が教える勉強機会、安中青少年会館独自の制度)
子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前児の子育て支援として親子で参加する様々な体験講座やイベントを実施(パレットの諸室で平日の午前中に開催) ・親子幼児教室、親子ダンス、ミニトランポリン ・季節行事、絵本の会、出前絵本の会 等
貸館	<ul style="list-style-type: none"> ・中高生の居場所づくり、様々なグループ活動の場

(講座等は令和3年度に実施したものの)

(出張所)

<位置づけと経緯>

- ・出張所は、昭和26年1月31日に公布された「八尾市役所出張所設置条例」において、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定により市長の権限に属する事務を分掌させるため市役所出張所を設置する。」とされています。
- ・同条例において、名称は八尾市役所西郡出張所、位置は八尾市桂町二丁目37番地、所管地区は、西郡地区一円と定められており、桂人権コミュニティセンター内に併設されています。

<事業>

- ・同条例において、地域のまちづくり支援に関する事項、戸籍に関する事項、住民基本台帳及び印鑑に関する事項、手数料の徴収に関する事項、各種調査報告に関する事項、市民に対する市政情報の提供に関する事項、その他市長の定める事項を概ね取り扱うこととされています。

■出張所の事業概要

(西郡出張所)

柱	概要
行政サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍や住民票の写しなどの発行、戸籍・住民異動届や印鑑登録、国民健康保険や国民年金の資格得喪 等
コミュニティ推進スタッフの配置	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での主体的なまちづくりを進めるため「コミュニティ推進スタッフ」を導入し、地域のまちづくりを支援

② 施設の構成

- ・ 3施設の構成は下表に示すとおりです。
- ・ いずれの施設も築50年前後であり老朽化が進んでいます。
- ・ それぞれの施設に汎用的な諸室として規模の大きい集会室と各種講座が催される講座室が設置されているほか、料理室、パソコン室、音楽室といった特定機能を備えた諸室が施設の特性に応じて配置されています。
- ・ なお、桂人権コミュニティセンターには、西郡出張所が併設されています。

■施設の構成

【西郡地域】

		桂人権コミュニティセンター	桂老人福祉センター	桂青少年会館	
施設	竣工	昭和38(1963)年1月	昭和49(1974)年12月	昭和50(1975)年5月	
	敷地面積	2,042.00㎡	2,642.17㎡	6,709.50㎡	
	構造・階数	RC造 地上2階建	RC造 地上2階建	RC造 地上3階建	
	延床面積	999.90㎡	1,401.77㎡	3,072.65㎡	
諸室	汎用	集会	・ 集会室	・ 大広間	・ 集会室
		講座	・ 講座室 ・ 和室2	・ 和室2 ・ 作業室	・ 講座室3 ・ 茶華道室 ・ 青年部室・中友室3 ・ 高友室3(うち1室倉庫)
	特定機能	料理	・ 料理実習室	・ 料理教室	・ 料理室
		OA	・ OA室	—	・ 中友室(パソコン教室)
		音楽	—	—	・ (大)大友室(音楽室)
		保育・遊び	—	—	・ (小)保育室・児童クラブ室5 ・ (小)プレイルーム ・ キッズ・スペース
		健康・保健	・ 赤ちゃんルーム	・ 浴室(男・女) ・ リハビリコーナー ・ 医務室	・ 保健室
	図書	・ 図書室	—	・ 図書室	
	会議等	相談	・ 相談室2	・ 相談室	—
		会議	・ 会議室	・ 会議室	・ 会議室(講座利用)
サービス・管理	・ 事務室 ・ 男・女更衣室2 ・ 倉庫・印刷室 ・ トイレ3	・ 事務室、宿直室 ・ 機械室、ボイラー室 ・ 倉庫、洗濯室2 ・ トイレ2	・ 事務室、応接室2、 ・ 更衣室 ・ 印刷室2 ・ 湯沸室、台所 ・ 倉庫6、機械室2、トイレ3		

注) 諸室に付した数字は同じ室が複数ある場合の室数

【安中地域】

		安中人権コミュニティセンター	安中老人福祉センター	安中青少年会館	
施設	竣工	昭和 42 (1967) 年 3 月	昭和 51 (1976) 年 9 月	昭和 50 (1975) 年 3 月	
	敷地面積	2,457.06 m ²	1,451.16 m ²	2,285.18 m ²	
	構造・階数	RC 造 地上 2 階建	RC 造 地上 2 階建	RC 造 地上 3 階建	
	延床面積	907.05 m ²	787.75 m ²	1,872.00 m ²	
諸室	汎用	集会	・ 集会室	・ 大広間	・ ウィズホール
		講座	・ 和室 ・ 講座室 2	・ 集会室 2 ・ 娯楽室	・ 講座室 3 ・ ワークルーム
	特定機能	料理	・ 料理実習室	—	・ クッキングルーム
		OA	—	—	・ パソコンルーム
		音楽	—	—	・ スタジオルーム
		保育・遊び	—	—	・ パレット (小学生) 3 ・ 遊戯室 ・ オープンルーム ・ 卓球ルーム
		健康・保健	—	・ 浴室・脱衣室 (男・女) ・ 機能回復訓練室	・ 保健室
		図書	・ 情報・資料コーナー	・ 会議室 (図書室)	・ 図書室、資料室
	会議等	相談	・ 相談室 2	—	・ 相談室 2
		会議	・ 会議室 ・ 書庫・応接室	—	・ 会議室
	サービス・管理	・ 事務室、更衣室 ・ 印刷室、湯沸室 ・ 倉庫 3、トイレ 3	・ 事務室、管理人室 ・ ボイラー室、湯沸室 ・ トイレ 2	・ 事務室、更衣室 ・ 倉庫 4、トイレ 3 ・ 給湯室	

注) 諸室に付した数字は同じ室が複数ある場合の室数

③ 市内の類似・関連公共施設

- ・ 下表に示すように、西郡地域と安中地域と同種の 3 施設が設置されているほか、市内各所に類似・関連施設が整備されています。

■ 市内の類似・関連公共施設

区分	対象施設	類似・関連施設
コミュニティ施設 (12 施設)	・ 桂人権コミュニティセンター ・ 安中人権コミュニティセンター	・ 各地区のコミュニティセンター (8) ・ 各地区のコミュニティセンター (図書館併設) (2) (桂人権コミュニティセンターと 9 つのコミュニティセンターには市役所出張所が併設されている)
高齢者福祉に関連する施設 (5 施設)	・ 桂老人福祉センター ・ 安中老人福祉センター	・ 市立社会福祉会館 ・ 在宅福祉サービスネットワークセンター ・ シルバー人材センター
青少年施設 (36 施設)	・ 桂青少年会館 ・ 安中青少年会館	・ 市立青少年センター ・ 放課後児童室 (28) (小学校等に設置) ・ 市立認定こども園 (5)

(括弧内の数字は市内の施設数)

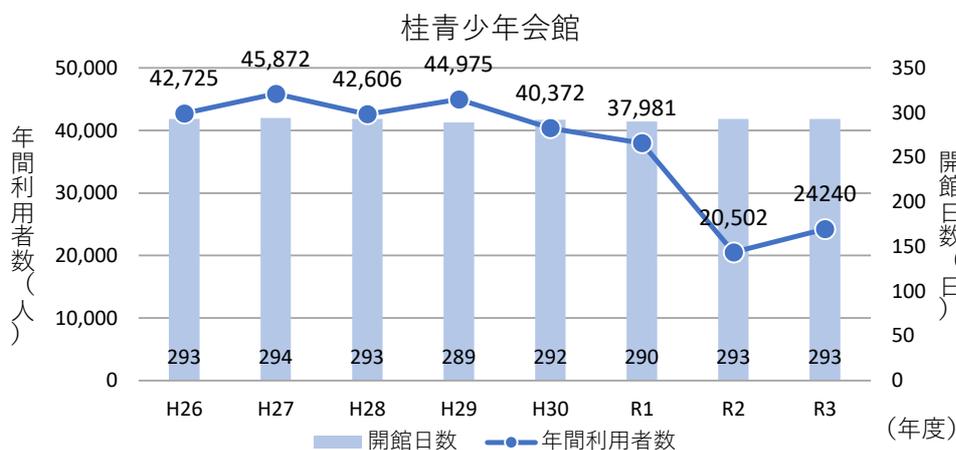
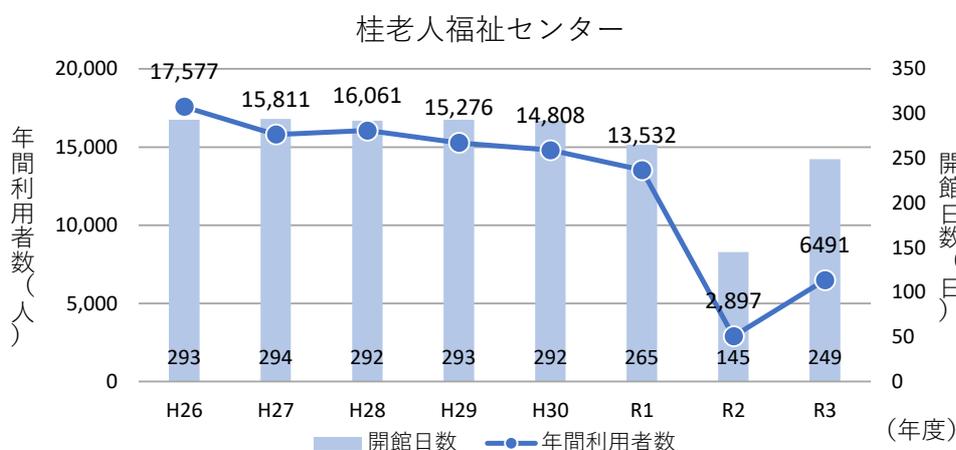
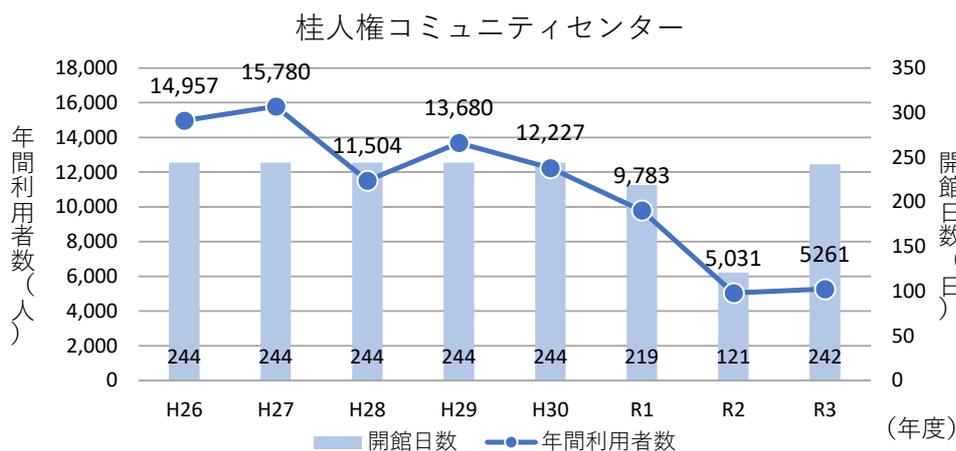
(3) 施設の利用状況

(施設利用者数)

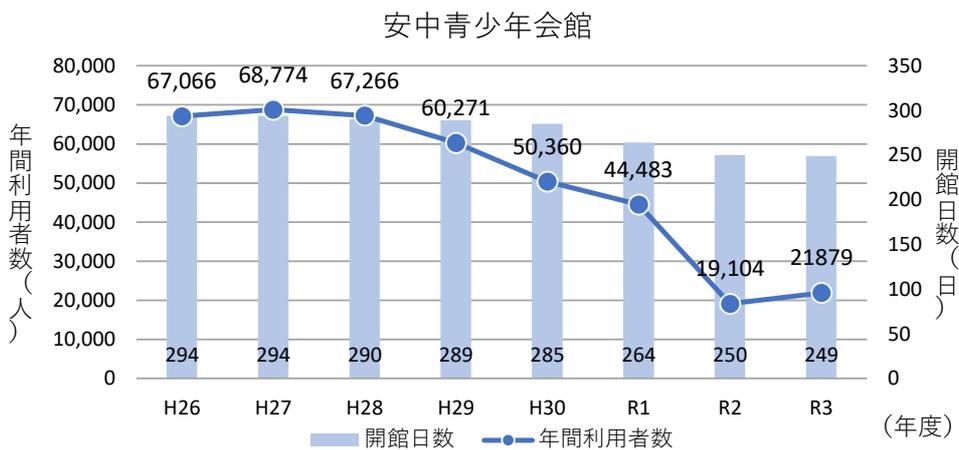
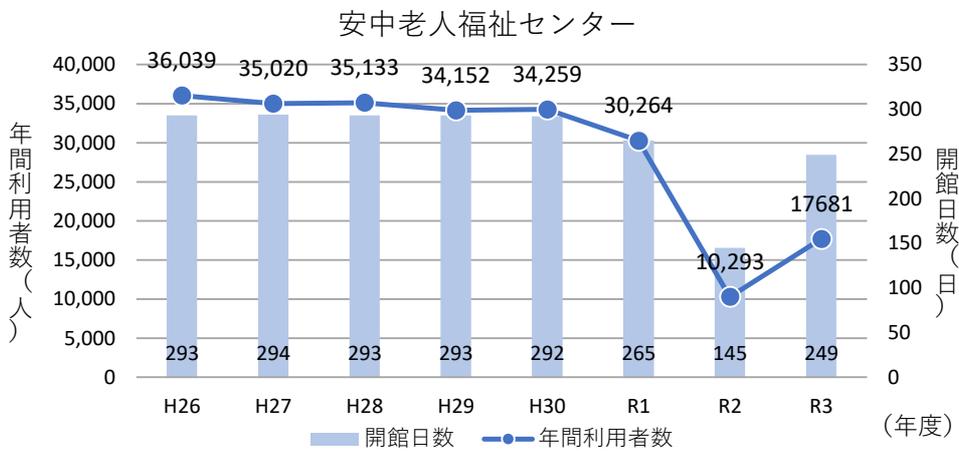
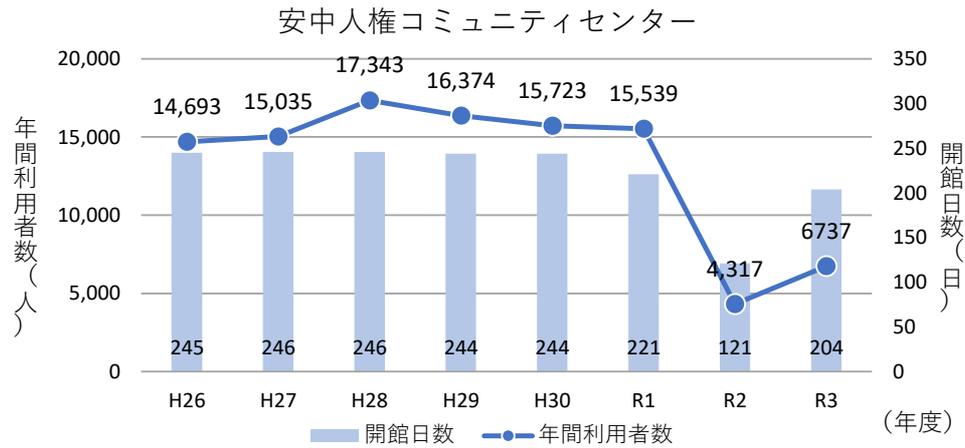
- 各施設とも年間利用者数は減少傾向にあります。特に令和2年春からの新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い令和元年度以降には開館日数が大幅に減り、利用者数も減少しています。

■ 3 施設の利用者数及び開館日数の推移

【西郡地域】



【安中地域】



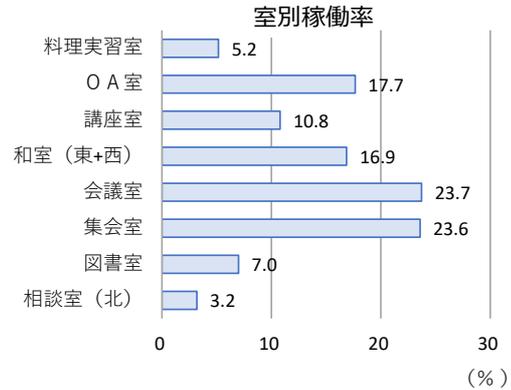
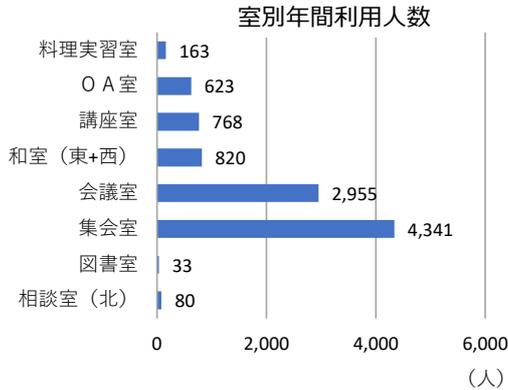
(室別の利用者数と稼働率)

- ・ 集会室や講座室など汎用諸室は比較的稼働率が高く、料理室やパソコンルーム等の専用室は比較的稼働率が低くなっています。

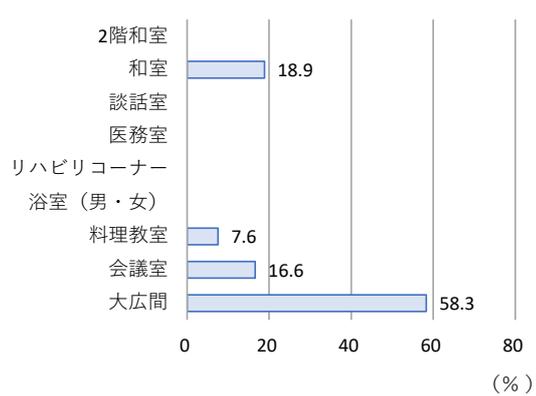
■ 3 施設の室別利用者数と稼働率 (令和元年度) 令和2年度、3年度はコロナの影響が大きいため元年度を表示

【西郡地域】

(桂人権コミュニティセンター)



(桂老人福祉センター)

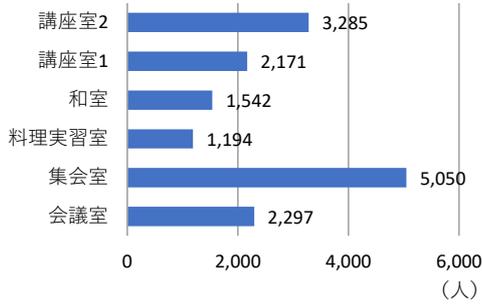


(桂青少年会館)

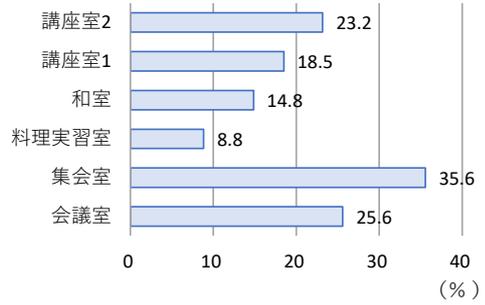


【安中地域】

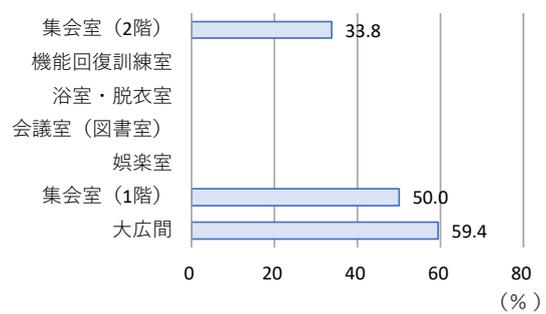
(安中人権コミュニティセンター)
室別年間利用人数



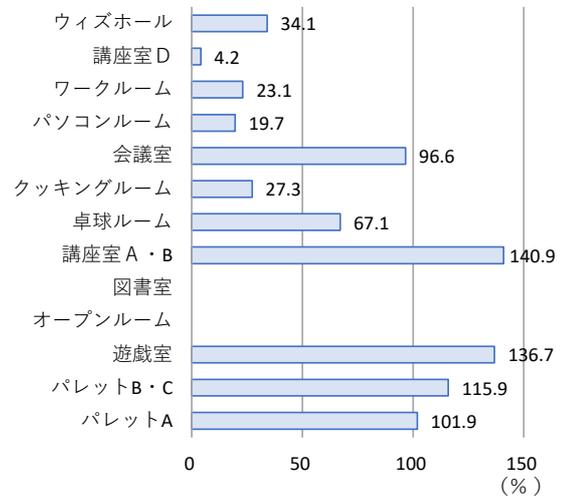
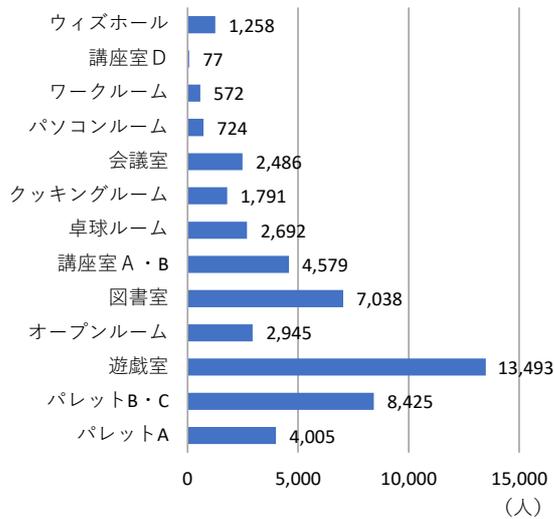
室別稼働率



(安中老人福祉センター)



(安中青少年会館)



※稼働率は利用件数を開館日数で除したものの。平均1日2件以上の利用がある場合100%を超える場合がある。また、稼働率を計測できないものは空欄としている。

(4) 利用者アンケート調査結果

① 調査の概要

- 施設の利用者の声を把握するため、アンケート調査を実施しました。調査の概要は以下のとおりです。

区分	概要			
調査対象	本基本構想の対象とする6施設の利用者及び講座等を担当する講師を対象に実施。			
調査方法	当該施設にアンケート票を設置し、施設職員から利用者に回答協力を依頼			
調査期間	令和4年1月19日～令和4年2月18日			
回答数		施設名	回答者数	
			利用者	講師
	西郡地域	桂人権コミュニティセンター	43人	6人
		桂老人福祉センター	15人	5人
		桂青少年会館	22人	4人
		西郡出張所	31人	1人
		計	111人	15人
	安中地域	安中人権コミュニティセンター	45人	4人
		安中老人福祉センター	88人	7人
		安中青少年会館	51人	4人
		計	184人	15人
総計		295人	30人	

【グラフの表示】

- 選択肢から一つ選ぶ場合は「単数回答」、あてはまるもの全てを選ぶ場合は「複数回答」とグラフに記しています。
- どの問も回答者数は上表に示す人数です。
- 回答率(%)については、回答数を回答者数で除して算出しています。小数第2位を四捨五入しているため、単数回答の場合には回答率の合計が100.0%にならない場合があります。なお、複数回答では合計が100.0%を上回る場合があります。

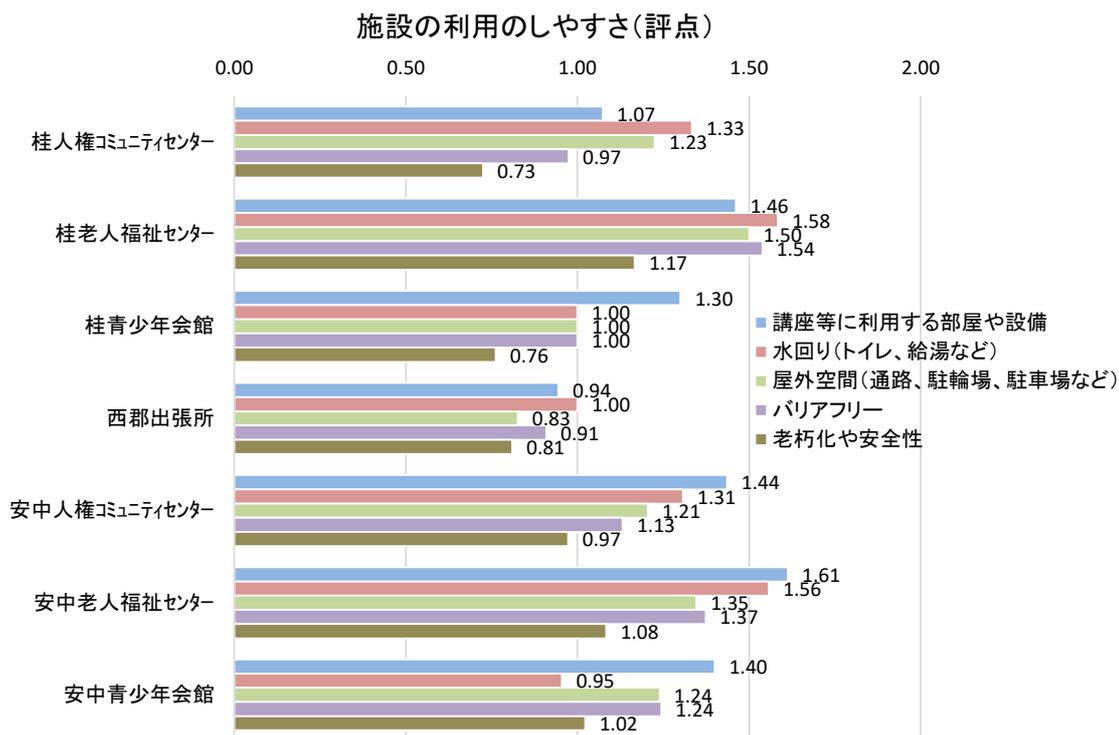
② 結果の概要（抜粋）

- ・ 利用者数の集計だけでは把握できない施設の満足度に関して結果を示します。
(利用者の回答を抜粋しています。)

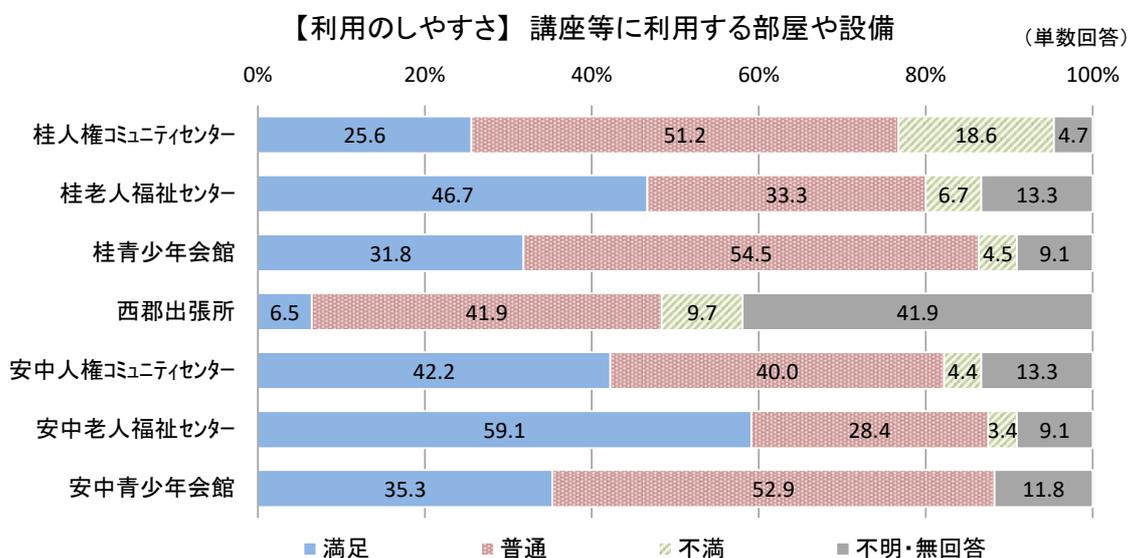
(普段利用する部屋や施設の評価)

問 普段利用する部屋や施設の利用のしやすさについてお聞かせください。

- ・ 施設の諸室、水回り、屋外空間、バリアフリー、老朽化や安全度の5項目の満足度については、各施設とも老朽化や安全度の評価が低くなっています。

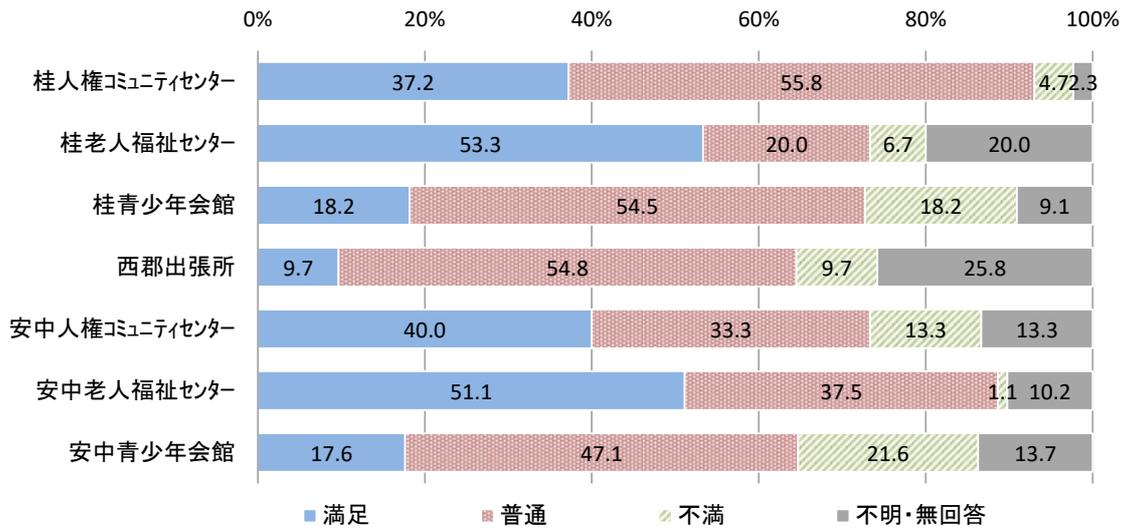


注) 「評点」は「満足」2点、「普通」1点、「不満」0点とし、不明・無回答を除いて加重平均した点数です。



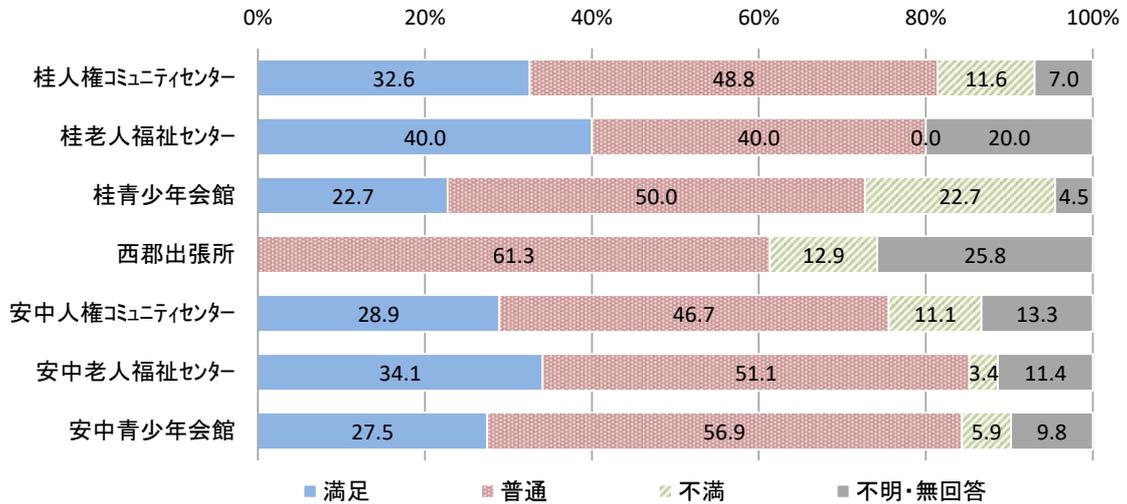
【利用のしやすさ】 水まわり(トイレ、給湯など)

(単数回答)



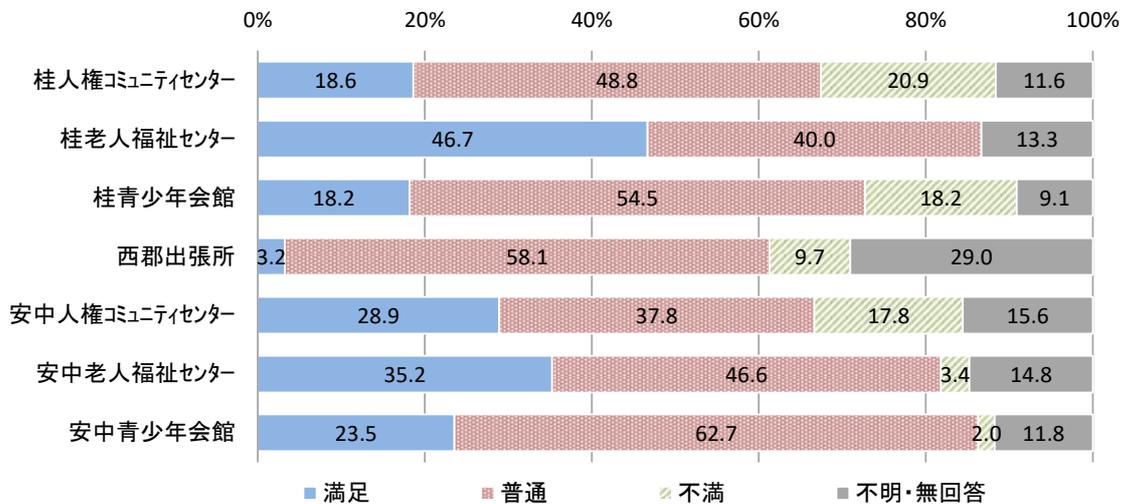
【利用のしやすさ】 屋外空間(通路、駐輪場、駐車場など)

(単数回答)



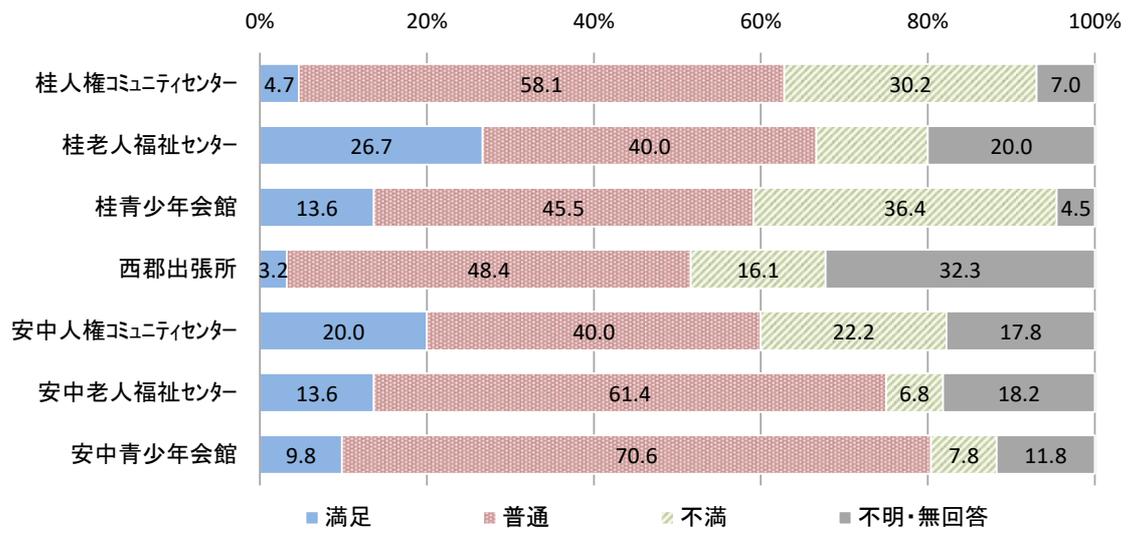
【利用のしやすさ】 バリアフリー

(単数回答)



【利用のしやすさ】 老朽化や安全性

(単数回答)



第2章 ワークショップによる提言の概要

① ワークショップの位置づけと開催概要

- ・ 西郡と安中の両地域において、人権コミュニティセンターをはじめとする3施設の老朽化への対応やバリアフリーの解消等が喫緊の課題となっていることから、両地域において3施設の運営委員会や、校区まちづくり協議会の構成員をメンバーとする「人権コミュニティセンター及び周辺施設のあり方ワークショップ」を開催しました。
- ・ 両地域でワークショップをそれぞれ3回開催し、施設の良い点や気になる点を洗い出し、今後に向けた施設の役割や備えるべき機能、整備方法の考え方等について意見を出し合いました。
- ・ その結果を踏まえ、3施設の役割と機能をしっかりと継承することを基本としつつ、さらによりよい施設のあり方に向けた方向性を「提言」としてとりまとめていただきました。

■ワークショップ開催経過

【西郡地域】

(会場 桂人権コミュニティセンター集会室)

	開催日	テーマ	参加者
第1回	令和4年1月7日	3つの施設の良いところ・気になるところを出し合おう	9名
第2回	令和4年4月27日	3つの施設の未来像を考えよう	12名
第3回	令和4年6月2日	提言をまとめよう	11名

【安中地域】

(会場 安中人権コミュニティセンター集会室)

	開催日	テーマ	参加者
第1回	令和3年10月29日	3つの施設の良いところ・気になるところを出し合おう	9名
第2回	令和3年11月19日	3つの施設の未来像を考えよう	9名
第3回	令和3年12月17日	提言をまとめよう	7名

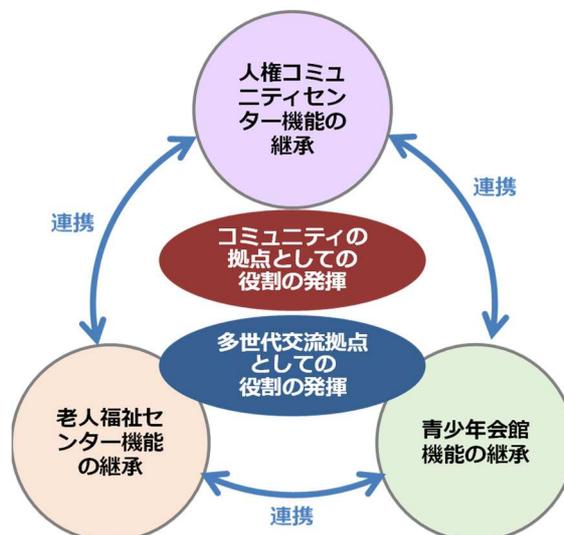
- ・ 次頁以降に両地域からの提言の概要を整理しました。
- ・ なお、両地域に共通する提言内容も多いことから、共通的事項と地域の特徴に基づく事項を以下のように分けて示しています。
 - : 共通的事項
 - Ⓧ : 西郡地域の特徴に基づく提言
 - Ⓨ : 安中地域の特徴に基づく提言

② 新施設の基本的な役割について

- ・ 新施設の果たすべき基本的な役割として以下の点について提言がなされました。

項目	提言概要
3つの施設の機能を継承	<ul style="list-style-type: none"> ● 老朽化した3つの施設を新たな施設として整備していく際には、まず、人権コミュニティセンター、老人福祉センター、青少年会館それぞれの基本的な機能を継承することが大切。 ● 特に、人権コミュニティセンターは市内他地域のコミュニティセンターとは異なり人権や生活課題の解決に取り組む隣保館機能を備えており、これをしっかりと継承することが必要。 ● 各施設は、基本機能を継承したうえで、地域福祉の担い手として、さらに今日求められる新たなニーズや課題を踏まえた機能を付加していくことが重要。 <p>㊦ 地域生活課題を明らかにし、解決に資する機能更新を行うことが求められる。</p>
施設相互の連携	<ul style="list-style-type: none"> ● それぞれの施設が提供するサービスはさまざまだが、いずれも基本的人権尊重の精神に基づいて人権意識の向上、市民生活の向上、福祉の増進に寄与するという共通の役割を担っている。 ● 従って、相互に密接に連携し、相乗効果を発揮できるよう、複合化による施設の整備のあり方を具体化することが重要。
コミュニティの拠点としての役割の発揮	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権コミュニティセンターをはじめ、3施設が地域に密着した施設として地域とつながり、地域住民の活動の場、日常的な居場所となっていることから、ワンストップ相談機能、地域住民の活動の拠点、コミュニティの核、災害時の防災拠点としての役割を發揮できる施設とすべき。
多世代交流拠点としての役割の発揮	<ul style="list-style-type: none"> ● 老人福祉センター及び青少年会館は市内広域から利用者が集まる施設となっていることから、広く市民が気軽に利用でき、学び、楽しみ、交流できる施設とすべき。また、多世代交流の機能の検討の際には若い人の意見を取り入れることが重要です。

新施設の役割



③ 新施設の備えるべき機能について

- ・ ワークショップで出た意見をもとに継承する必要や備えるべきと考える機能として、下表のようなソフト、ハードの機能について提言がなされました。

項目	提言概要	
	ソフト（活動）	ハード（施設）
3施設に共通する機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 多世代交流機能 ● 調査・研究機能 ● スタッフ体制 ㊦ 出張所機能、講座機能 ㊧ 異文化交流機能、制度にはまらない人への支援、相談機能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 集会室 ● 講座室 ● 料理実習室 ● 図書室 ● フリースペース ● 活動室 ● Wi-Fi 完備 ㊦ 休憩室、災害時に防災拠点となる機能・施設、バリアフリーの徹底、ゆとりある駐車場・駐輪場、高齢者対応、段差解消、土足可能、屋外でふれあえる空間 ㊧ 卓球室、カフェ、保健室、バリアフリーの徹底、車いす対応エレベーター、パーティション等による室の可変性、災害時避難経路、分かりやすい部屋配置
人権コミュニティセンター機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域共生社会の拠点機能 ● 講座機能 ● 人権啓発機能 ㊦ 相談機能、研修機能、サテライト教育機能 ㊧ 隣保館機能、デイサービス、楽しみの場 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談室 ● 人権・歴史資料室・資料展示室 ㊦ トレーニングルーム、読書支援、スポーツ課分室
老人福祉センター機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 講座機能 ● 健康増進機能 ㊦ 福祉サービス、識字教育機能 ㊧ デイサービス、憩いの場 	<ul style="list-style-type: none"> ● 軽運動室、浴室
青少年会館機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 講座機能 ● 学習支援機能 ㊦ 交流機能、居場所支援 ㊧ 活動支援機能、憩いの場 	<ul style="list-style-type: none"> ● 音楽室、屋外（広場） ㊦ 学習室 ㊧ 文化芸術活動スペース、キッズルーム、屋外広場

④ 施設の整備方法について

- 施設の整備方法や今後の進め方について、次のような提言がなされました。

項目	提言概要
市民サービス向上のための機能更新を	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少と高齢化が進むなか、様々な年齢層の人々が互いに見守り合い支え合う地域づくりがますます必要な時代であり、新たな施設は、社会の困難に寄り添う伴走型支援を行う施設であるとともに、3つの施設が相互に密接に連携し、相乗効果を発揮できるようにすることが必要。 ● 各施設では共通した講座も見られ、年齢層に関わらない共通の「学び」や「楽しみ」のニーズがあることから、3施設の連携で、利用者間の交流によりさらに豊かなコミュニティの形成を期待。 ● このことから、3施設を市民サービス向上のために複合化し、個々の施設機能の重複を見直しつつ、単独では確保しにくい新たな機能を適切に付け加えることは選択肢の一つとなる。そして、複合化を採用するにあたっては、メリット等の説明を市民に十分に行うこと。 ● 人権行政の拠点施設としての隣保館機能を確保しつつ、利用者の使いやすさを第一とし、3施設の機能を有機的に結びつける工夫が必要。
施設の運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の運営にあたっては、市の直営や指定管理者制度の導入などが考えられる。 ● その際、隣保事業は国の支援を受けながら直営として、人権課題の解決に資する施設であるとの認識のもと市が責任をもって運営すべき。 ● その他についても、機能に即して適切な運営方法を組み合わせ、利用者が最も使いやすい運営方法の工夫が必要。 ● 3つの施設は、できる限り休日にも使える運営を工夫すべき。休日に気軽に集まれるスペースの確保によって、地域のまちづくりの拠点としての役割を果たすことができる。
利用者の使いやすい整備場所の選定	<ul style="list-style-type: none"> ● 整備場所についても、利用者の使いやすさを優先して検討すべき。

⑤ 今後に向けて

- ・ 提言を踏まえた今後の進め方について、次のような提言がなされました。

項目	提言概要
基本構想への提言の反映	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後、市において施設の基本構想を策定する際には、この提言を十分踏まえること。 ● 構想策定に際して、よりよい施設となるよう、市民に十分に周知し、建設的な意見を集め、その意見を反映することを求める。
住民や利用者との継続的な協議・連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本構想策定後、施設整備の過程においても、住民や利用者との十分な意見交換を継続して行うこと。 ● さらには、施設完成後においても、よりよい施設運営がなされるよう、住民と密接に連携して運営にあたる必要があること。
西郡地域のまちづくりに向けて	<ul style="list-style-type: none"> ● この提言は3施設の役割や備えるべき機能、歴史的経過の継承等について話し合ったものであり、地域のまちづくりに関しては「わがまち推進計画」を中心として、引き続き住みよいまちづくりを推進すること。 ● 市においても、今後とも「わがまち推進計画」を中心とし、地域のまちづくりへの視点を持って施設整備に当たること。
安中地域のまちづくりに向けて	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域では施設整備も含めて引き続き住みよいまちづくりを推進すること。 ● 市においても、今後とも地域のまちづくりへの視点を持って施設整備に当たること。

第3章 施設整備構想

- ・ 本章では、西郡地域及び安中地域における人権コミュニティセンター、老人福祉センター、青少年会館の整備のあり方として、(1)新施設の基本的な役割、(2)施設整備の方針、(3)機能の構成と規模、(4)施設用地の考え方、の4点について施設整備構想としてとりまとめます。
- ・ なお、両地域とも対象施設が同じ3施設を含むことから、両地域に共通する基本的な考え方を示したのち、必要な場合に各地域の固有の方向性や留意点を示すこととします。

(1) 新施設の基本的な役割

(3つの役割の継承)

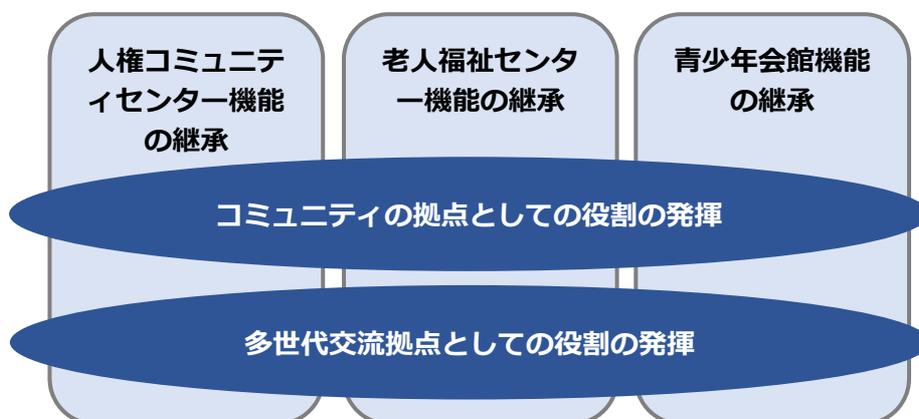
- ・ 人権コミュニティセンター、老人福祉センター、青少年会館それぞれの基本的な設置の目的の継承を基本として、時代の変化に対応できるよう整理し、今日求められる新たなニーズや課題にも対応できる施設とします。
- ・ また、それぞれ提供するサービスは異なりますが、いずれも基本的人権尊重の精神に基づいて市民の生活の向上や福祉の増進に寄与するという共通の役割を担っていることから、密接に連携し、相乗効果を発揮できる施設とします。

(コミュニティ拠点としての役割の発揮)

- ・ 人権コミュニティセンターをはじめ、3施設が地域に密着した施設として地域とつながり、地域住民の活動の場、日常的な居場所となっていることから、地域住民の活動の拠点、コミュニティの核としての役割を發揮できる施設とします。

(多世代交流拠点としての役割の発揮)

- ・ 人権コミュニティセンター、老人福祉センター及び青少年会館はその位置づけから市内広域から利用者が集まる施設となっていることから、世代にかかわらず広く市民が気軽に利用でき、学び、楽しみ、交流できる施設とします。



(2) 施設整備の方針

① 基本的な考え方

- ・ 少子高齢化が進む中で、様々な年齢層の人々が互いに見守り合い支え合う地域づくりがますます必要な時代となっており、3 施設が相互に密接に連携し、相乗効果を発揮できる施設として整備する必要があります。
- ・ 実際に、各施設で開催される講座には、体操やヨガ、パソコンなど共通したものも見られ、年齢層に関わらない共通の「学び」や「楽しみ」のニーズが存在しており、利用者間の交流等によりさらに豊かなコミュニティの形成が期待されます。
- ・ 一方、各施設の利用者数は減少傾向にあり、また、稼働率が低い専用室等もあり、今後市人口の減少が見込まれる中で、将来のニーズに即し、各施設の特性を活かしつつ稼働率が高まるように利用しやすい施設規模とする必要があります。
- ・ これらを踏まえ、3 施設の複合化（合築）により個々の施設機能の重複を見直し、時代のニーズに即したサービスで単独施設では確保しにくい新たな機能も適切に設けることで、最適な施設整備を図るものとします。

② 複合化パターンの比較検討

(対象とするパターン)

- ・ 3 施設の複合化については、①3 施設の複合化、②2 施設の複合化の 2 パターンを比較検討します。
- ・ ②については、同種の講座があり利用者属性が重複する人権コミュニティセンターと老人福祉センターの複合化について検討します。

※なお、2 施設の組み合わせとして人コミ+青館、老人センター+青館、もあり得ますが、実施している講座等の差異があり、人コミ+老人センターの組み合わせがより親和性が高いと判断しました。

(パターンの比較と評価)

- ・ それぞれのパターンについてのポイント及びメリットとデメリットを次表に示します。
- ・ 次表より、パターン①の 3 施設複合化の方が、多世代交流が一層促進され、多様な世代のニーズにワンストップで応えやすく、ニーズに即して最適な規模と機能の諸室を過不足なく設定でき、コミュニティ拠点の形成が容易と考えられます。
- ・ 従って、パターン①の 3 施設の複合化を基本方針とします。
- ・ なおその場合、このパターンのデメリットとなりうる各利用者層間の利用調整（空間的な棲み分けや時間的な棲み分け）が必要となるため、それに資する施設計画や施設運営の工夫を行う必要があります。

■複合化パターンの比較検討

視点	パターン① 3施設すべて複合化 人権コミュニティセンター+老人福祉センター+青少年会館		パターン② 2施設のみ複合化 人権コミュニティセンター+老人福祉センター（青少年会館単独）	
	ア コミュニティの拠点性が高められるか	○	あらゆる世代のニーズに応え、困難や不安の解消を支援するフックストップ性のある拠点	△
イ 多世代交流は進めやすいか	○	3施設が一体となるため多世代の交流を進めやすい	△	青少年会館が別施設となるため青少年と他の世代との交流は生まれにくい
			留意点	イベントなどを通じた交流の工夫が必要
ウ 世代間の利用調整が容易か	△	3施設が一体となるため利用者の競合が起こる可能性がある（なお、小学生の利用は平日では放課後であるため午前及び日中の高齢者利用との棲み分けはある程度可能）	○	高齢者の利用と青少年の利用が分離されるため、特に利用調整は不要
	留意点	夏休み中は高齢者の利用時間帯と重複するため、棲み分けの工夫が必要 利用時間が重複する際、摩擦が生じないようにゾーン区分（分離と交流）の工夫も必要		
エ まとまった規模の集会室が確保できるか	○	複合化することによりパターン②の場合よりも大きい規模の集会室確保が可能	△	複合化施設と青少年施設でそれぞれ集会室を確保する必要があり、まとまった規模の集会室は確保しにくい
	△	集会室が1カ所になるため、利用の競合が起こる可能性がある	○	集会室がそれぞれに確保されるため、利用の競合が起こりにくい
留意点		利用時間の適切な配分や可動間仕切りで2区分できるようにするなどの工夫が必要		
オ 専用室の稼働率を高められるか	○	全体ニーズに即して最適な規模と機能の専用室を設定することが可能	△	料理室、PC室等の専用室を複合化施設と青少年施設でそれぞれ重複して整備することになり、稼働率が高まりにくい
評価	○ (○4、△2)		△ (○2、△4)	

③ 機能整備方針

(基本コンセプト)

「集い」「学び」「楽しみ」「健康」を通じて豊かな交流や活動が生まれ、
様々な課題にワンストップで応える、
『つながり、かがやき、しあわせつづくまちづくりの拠点』

(多世代交流機能)

- ・ 誰でも自由に集える「まちの縁側」の機能を備えるとともに、3 施設に共通する集会室や講座室などの汎用的な諸室を核として、多世代が生涯学習を楽しみ、ふれあい、交流が生まれる機能を整備します。

(人権コミュニティセンター機能)

- ・ コミュニティの核として地域の様々なまちづくり活動の拠点となるとともに、地域の歴史を踏まえて人権尊重の精神を学び情報発信するとともに、近隣地域における住民生活の向上や様々な世代の生活課題の改善を図る隣保事業の機能を整備します。

(老人福祉センター機能)

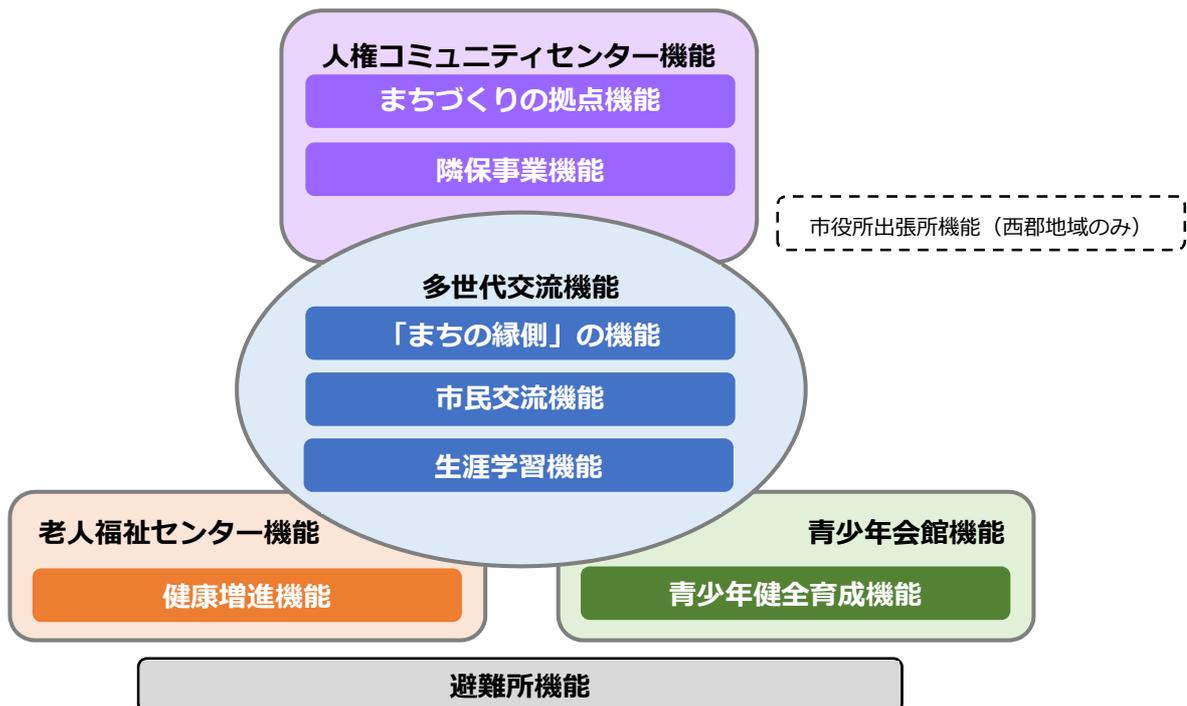
- ・ 市内の高齢者がいきいきと健康に暮らせるよう、健康管理や健康増進に資する機能を整備します。

(青少年会館機能)

- ・ 青少年児童の誰もが利用でき、学び、遊び、体験できる居場所としての機能を整備します。

(留意点)

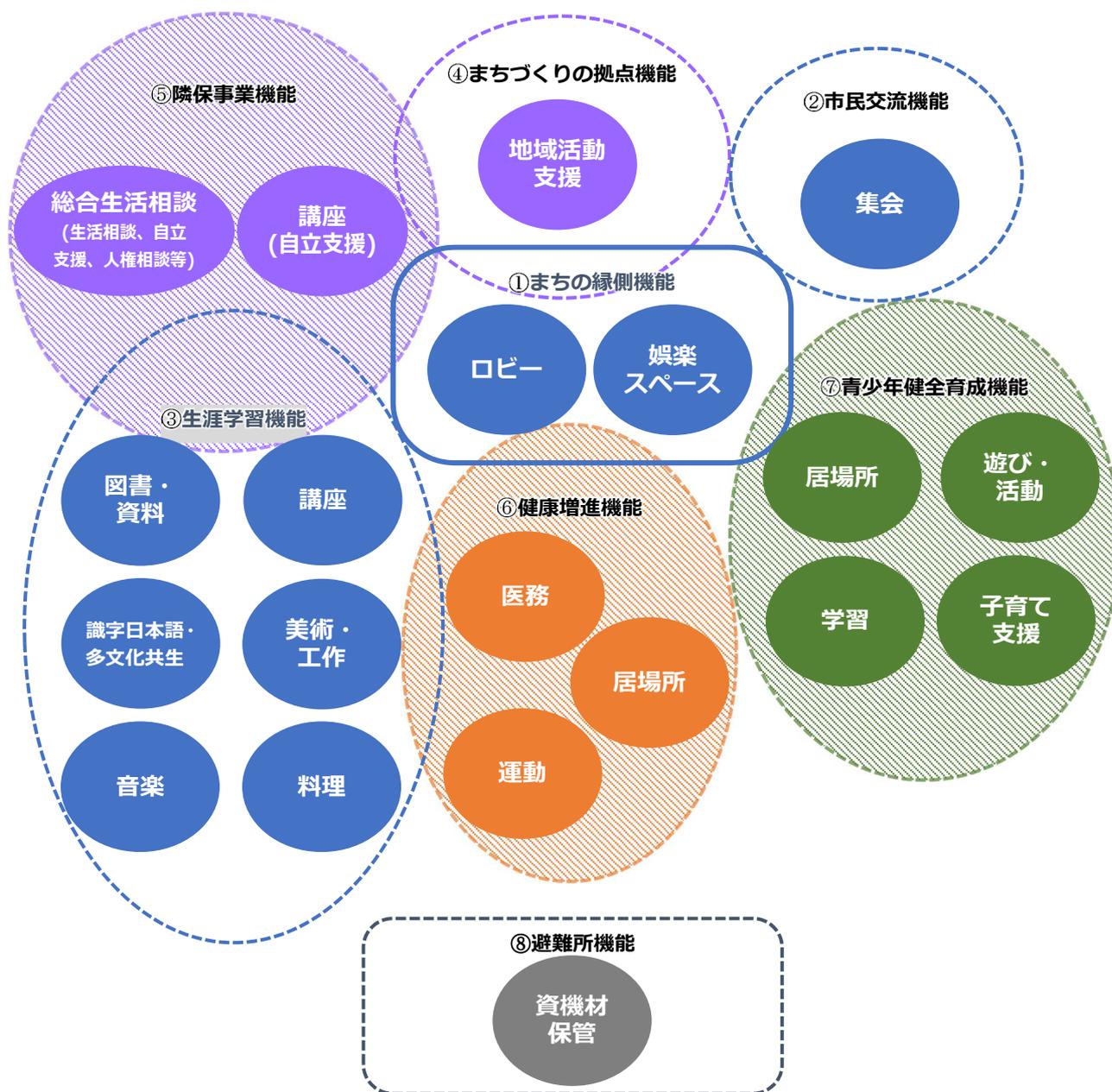
- ・ 3 施設の共通機能と固有の機能を有機的に組み合わせ、機能間の連携によりサービスの質を高め、効果的な施設運営を行います。
- ・ バリアフリーを徹底し、あらゆる世代が安心・安全に利用できる施設とします。



(3) 機能の構成と規模

① 必要な8つの機能の構成

- ・ 必要な8つの機能の構成を以下に示します。
- ・ 中心となる「まちの縁側」に各機能が繋がるとともに、各機能が相互に緩やかな関係を持つような、有機的な機能配置を行います。



注 色付き斜線で示された3つの機能は一般のコミセンには含まれない独自機能

① 「まちの縁側」機能

- 「まちの縁側」として、特に用はなくても誰でもやってきて気兼ねなくほっとできる居場所となる。

機能	考え方	備考
ロビー	・ くつろげるベンチがあり、だれでも安らぐことができ、会話が生まれる空間	・ 会話の輪がつけられるベンチの配置
娯楽スペース	・ 多世代が利用できる卓球や囲碁将棋等のボードゲーム等ができるスペース	・ 卓球台が 1 台置ける ・ 数組の小机と椅子

施設イメージ（事例）

エントランスホール



(八尾市 竹淵コミュニティセンター)

受付・エントランス



(桶川市 坂田コミュニティセンター)

卓球室



(小牧市 第2老人福祉センター小針の郷)

喫茶コーナー



(小牧市 第2老人福祉センター小針の郷)

注) 他自治体事例はいずれも各自治体 HP より (以下同)

② 市民交流機能

- 多くの人が集う催しや行事、集会、講座などを通じて多様な交流を育む。

機能	考え方	備考
集会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大人数の催しや講座が可能な規模としつらえを持つ部屋 ・ 分割利用も可能なしつらえ ・ 軽スポーツの場としても利用可能 	

施設イメージ（事例）

集会室（面積 60+60㎡ 定員 60+60人）



（八尾市 大正コミュニティセンター 2室を合体した様子）

集会室（136㎡ 定員 90人）



（八尾市 竹淵コミュニティセンター）

集会室（定員 150人）



（鴻巣市 本町コミュニティセンター）

軽体育室（120㎡）



（桶川市 坂田コミュニティセンター）

③ 生涯学習機能

- 各層のニーズに応じた多彩な教養講座や娯楽イベント、クラブ活動等が営まれ、「学び」や「楽しみ」など生涯学習を進める。

機能	考え方	備考
講座	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動可能な机と椅子を備え、様々な形式で利用可能な部屋 ・ ノート型パソコン方式で、スクリーンを備えることで、パソコン教室も開催可能 	
料理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島状キッチン、調理機器を備えた部屋 ・ 地域行事の炊き出しにも利用可能 	
音楽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防音性のある音楽練習用の部屋 	<ul style="list-style-type: none"> ・ バンド練習やカラオケ練習が可能なスペース
美術・工作	<ul style="list-style-type: none"> ・ 絵画、彫塑、工芸等ができる部屋 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般講座室としての利用も可とする
図書・資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世代に応じた開架式の蔵書と読書スペース、読み聞かせスペース、資料展示スペース 	
識字日本語・多文化共生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談に加え、学習することができる部屋 	

施設イメージ（事例）

学習室（87㎡ 定員 45人）



（八尾市 龍華コミュニティセンター）

会議室（53㎡ 定員 24人）



（八尾市 龍華コミュニティセンター）

学習室（46㎡ 定員 25人）



（八尾市 大正コミュニティセンター）

会議室（33㎡ 定員 22人）



（八尾市 竹濑コミュニティセンター）

料理実習室 (53㎡ 調理台 5台)



(八尾市 大正コミュニティセンター)

料理実習室 (52㎡ 調理台 4台)



(八尾市 竹濑コミュニティセンター)

音楽室 (41㎡ 定員 8人)



(堺市 人権ふれあいセンター)

音楽室 (約 30㎡)



(桶川市 坂田コミュニティセンター)

工芸室 (65㎡ 定員 24人)



(八尾市 龍華コミュニティセンター)

ギャラリーと図書室



(長久手市 青少年児童センター)

④ まちづくりの拠点機能

- 地域住民による主体的なまちづくり活動の拠点となる。

機能	考え方	備考
地域活動支援	・ 地域住民のまちづくり活動の場	・ コンパクトな会議室 (大人数の場合は講座機能等の部屋を利用)

施設イメージ (事例)

地域活動支援室 (36 m²)



(八尾市 竹淵コミュニティセンター)

地域活動支援室 (34 m²)



(八尾市 龍華コミュニティセンター)

⑤ 隣保事業機能

- 人権学習・啓発機能とともに、子どもからお年寄りまで様々な階層の生活相談や悩み事相談など地域住民の身近な生活を支える。

機能	考え方	備考
総合生活相談 (生活相談、自立支援、人権相談等)	・ プライバシーが保て、安心して相談できるしつらえ	
講座(自立支援)	・ 移動可能な机と椅子を備え、様々な形式で利用可能な部屋	・ ③生涯学習機能の部屋と兼ねることも可能

施設イメージ (事例)

相談室 (10㎡、6㎡ 2室)



(八尾市 竹淵コミュニティセンター)

相談室 (9㎡、5㎡ 2室)



(八尾市 大正コミュニティセンター)

⑥ 健康増進機能

- 高齢者を対象とした軽い運動やレクリエーションなど、高齢者の健康増進を促進する。

機能	考え方	備考
運動	・ 軽い運動やレクリエーションに使うことができる部屋	
医務	・ 高齢者の健康チェックができる機材を備えた部屋	・ 青少年会館の保健室機能を兼ねる
居場所	・ 安らぐことができる部屋(教養の向上やレクリエーションのための部屋)	・ 和室

施設イメージ（事例）

軽運動室（約 82 ㎡）



（杉並区 地域区民センター・勤労福祉会館）

軽運動室（約 95 ㎡）



（丸亀市 飯野コミュニティセンター）

トレーニング室（62 ㎡）



（堺市 人権文化センター）

和室（8 畳 約 17 ㎡）



（八尾市 竹濑コミュニティセンター）

※ 浴室については、令和元年度包括外部監査の指摘を踏まえ、そのあり方について今後検討していくため記載していません。

⑦ 青少年健全育成機能

- 青少年児童が、学び、遊び、体験できる居場所となるとともに、子育て支援を進める。

機能	考え方	備考
居場所	・小学生から高校生までが、不登校児も含め、一人でも友達同士でも過ごせる居場所としての部屋	
学習	・小学校高学年、中・高生の自主学習スペース	
遊び・活動	・青少年児童が安全かつ自由に遊べ、活動できる部屋	
子育て支援	・子育て中の保護者も施設が利用しやすくなるような空間・設備	おむつ替え設備・授乳室等・ベビーカーチェア

施設イメージ（事例）

居場所



(明石市 AKASHI ユーススペース)

個別学習室 (54㎡ 28人)



(佐賀市 青少年センター)

学習室 (35㎡ 定員 23人)



(八尾市 竹濑コミュニティセンター)

キッズルーム (30㎡)



(八尾市 竹濑コミュニティセンター)

⑧ 避難所機能

- 災害発生時に施設利用者や地域住民の命と生活を守る設備や資材等を備えた避難所となる。

機能	考え方	備考
資機材保管	・ 防災資機材の備蓄	

施設イメージ（事例）

防災備蓄庫



（内閣府 HP）

【地域ごとの特記事項】

西郡地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在桂人権コミュニティセンターには市出張所が設置されていることから、新施設においても市出張所機能を配置することとします。 ・ 地域には中国人の方が多くお住まいであり、外国人向けの相談機能や居場所機能の確保に留意して諸室を設定します。
安中地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域にはベトナム人の方が多くお住まいであり、外国人向けの相談機能や居場所機能の確保に留意して諸室を設定します。

② 諸室の規模

- ・ 以下に、必要とされる機能に対応できる標準的な諸室の数を整理します。
- ・ 各所室の面積については、前掲の施設イメージ事例を参考に、今後検討していきます。
- ・ なお、具体的な検討を進める中で、諸室の数に変更が生じることがあります。

■ 諸室の構成一覧表

区分	機能	考え方	
		室数	備考
① 「まちの縁側」機能	ロビー	1	
	娯楽スペース	1	
② 市民交流機能	集会	1	パーティションで分割可能
③ 生涯学習機能	講座	2	OA室を兼ねる
	料理	1	
	音楽	1	防音対策
	美術・工作	1	流し台を備える
	図書・資料	1	資料展示スペース含む
	識字日本語・多文化共生	1	
④ まちづくりの拠点機能	地域活動支援	1	
⑤ 隣保事業機能	総合生活相談（生活相談、自立支援、人権相談等）	4	
	講座（自立支援）	1	
⑥ 健康増進機能	運動	1	
	医務	1	
	居場所	1	和室
⑦ 青少年健全育成機能	居場所	3	
	学習	1	
	遊び・活動	1	
	子育て支援	1	
⑧ 避難所機能	防災資機材保管	1	

本施設を整備するにあたっては、上記の諸室に加え事務室・トイレや駐車スペースなど付帯機能が必要となります。そのため、建物規模については、それらを含めた諸室の必要面積を積算したうえで、今後策定を予定する基本計画などにおいて精査するものとします。また、グラウンド等の屋外活動用地については、近隣施設の活用も含め、検討していきます。

（４）施設用地の考え方

- ・ 施設整備を行う用地については、まちづくりの視点を持ちながら、利用者の利便性や利用者が気軽に立ち寄り交流できることを基本とし、本構想において検討した機能を十分に発揮できる場所の選定を進めていきます。

第4章 事業化の方向性

(1) 事業費について

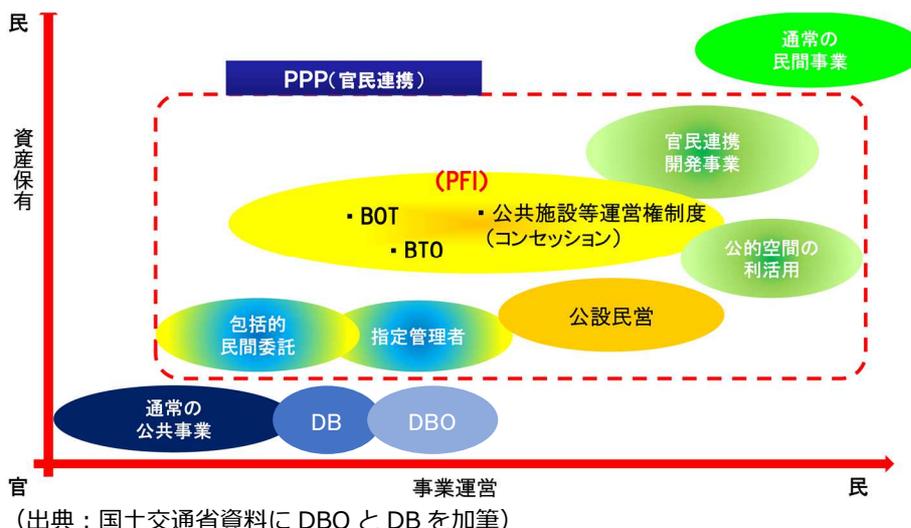
- ・ 今後、基本計画、基本設計等の段階に応じて必要な機能や規模等を精査しながら算定を行います。
- ・ その際、合理的でコンパクトな施設計画による建設費の低減を図ります。また、省エネ効果の高い設備導入などによる環境負荷やエネルギーコストの低減や太陽光発電などの創エネにより、建築物のライフサイクルコストの低減等の多面的な工夫を行います。
- ・ 事業費に係る国の財政措置など、有利な制度の活用について研究します。

(2) 事業手法

(事業手法)

- ・ 3つの施設の一体的な再整備に適した事業の枠組みと事業手法を検討します。
- ・ 具体的には、公共施設建設の一般的な手法である従来型の設計施工分離方式、設計・建設を一括で発注するDB方式、設計・建設・維持管理を一括で発注するDBO方式、施設の設計・建設から維持管理・運営にいたる業務に民間の資金・経営能力・技術的能力を活用するPFI方式といった事業手法があげられます。
- ・ 今後、これらの比較検討を行い、施設の質や事業コスト、整備後の管理運営のあり方等を総合的に勘案して最適な事業手法を定めることとします。

■ 事業手法の比較



注) 本市では、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに効率的かつ効果的な公共施設の整備等を進めることを目的として、一定の条件を備えた公共施設等の整備等においては多様なPPP/PFI手法の導入により民間事業者の参画の可能性を優先的に検討するための規程を定めており、この規程に従って検討を行います。

(管理運営手法)

- ・ 施設の管理運営については、現在下表に示すように施設によって市直営方式と指定管理方式が採用されていますが、施設の一体的整備を行う場合には、管理運営もそれに即した合理的な体制としていく必要があります。
- ・ その際、市が直接管理運営すべき機能、民間にゆだねることでより効果を発揮する機能などを整理し、適切な管理運営体制を構築していくこととします。

■現在の施設の管理運営形態

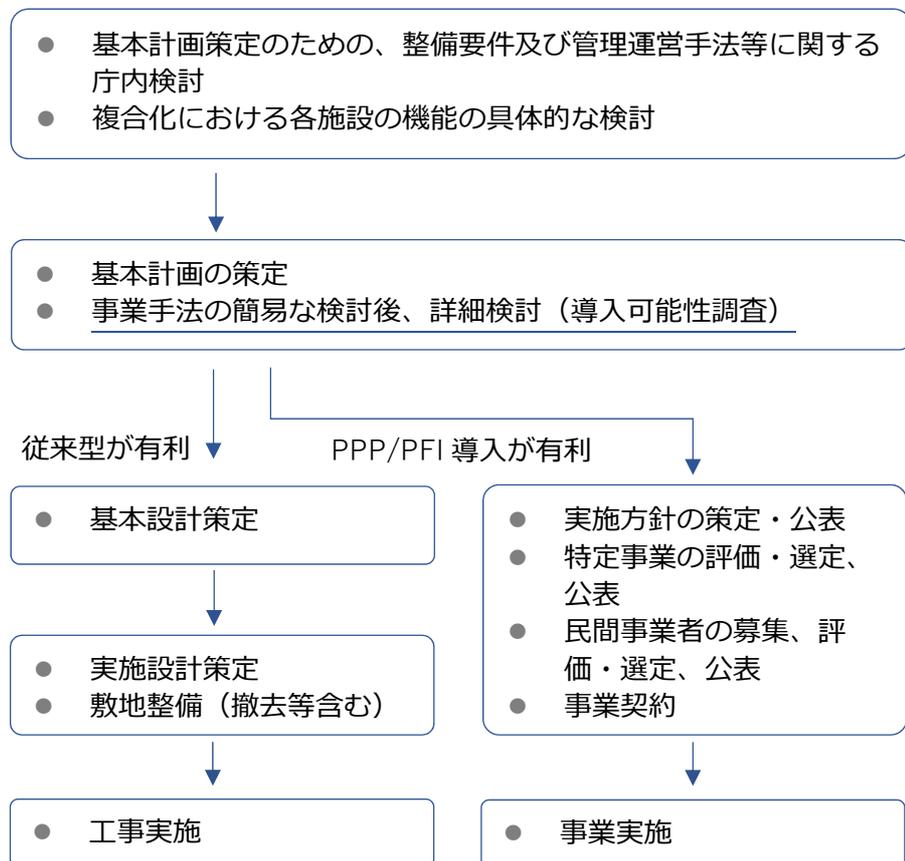
施設	管理運営形態	所管部署	備考
人権コミュニティセンター	市直営	人権ふれあい部	市出張所を併設 (西郡地域のみ)
老人福祉センター	指定管理	健康福祉部	5年ごとに選定
青少年会館	市直営	教育委員会事務局	

(3) 今後の進め方と課題

(今後の進め方)

- ・ 今後、下図に示すように、まずは、本基本構想を踏まえて施設の整備用地や規模、管理運営手法など具体的事項に関する検討を行った後、各施設の機能の具体的な検討を行い、事業化の方向性を定めます。
- ・ 事業手法については、従来型手法によるか民間活力を導入する方法が適切かについて簡易検討を行い、その結果によって従来型手法（設計施工分離型）又は PPP/PFI 手法のいずれかの方法による具体化に取り組んでいきます。
- ・ また、これらの検討過程においては、住民や利用者との十分な意見交換を継続して行うようにします。さらには、よりよい施設運営がなされるよう、施設整備後の運営手法の検討においても住民等の意見を取り入れるようにします。

■事業の進め方



(今後の推進課題)

- ・ 基本構想を踏まえた施設整備基本計画を策定する前提となる諸条件を具体化する必要があります。
 - 新施設の整備用地の選定（及び取得）
 - 新施設の管理運営体制の検討
 - 3施設の複合化における機能整備方針の策定

刊行物番号 R5-59

八尾市立人権コミュニティセンター及び
周辺施設整備基本構想

令和5年(2023年)6月発行

発行：八尾市 政策企画部 政策推進課

〒581-0003

大阪府八尾市本町一丁目1番1号

電話：072-924-3816

FAX：072-924-3570